

令和7年度 第1回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
多文化共生推進部会 次 第

令和7年7月8日（火）
午後6時～8時（予定）
保健医療福祉総合プラザ

1 開会

2 議事

[報告事項]

- (1) 世田谷区内在住外国人の状況について
- (2) せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の事業報告について
- (3) 「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組みについて

[協議事項]

- (1) 令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況の報告について
- (2) 令和8年度世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について

3 その他

4 閉会

□ 今後の予定

- 令和7年10月予定 令和7年度第2回多文化共生推進部会
- 11月予定 令和7年度第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会
- 令和8年1月予定 令和7年度第3回多文化共生推進部会
- 2月予定 令和7年度第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会

【事務局】

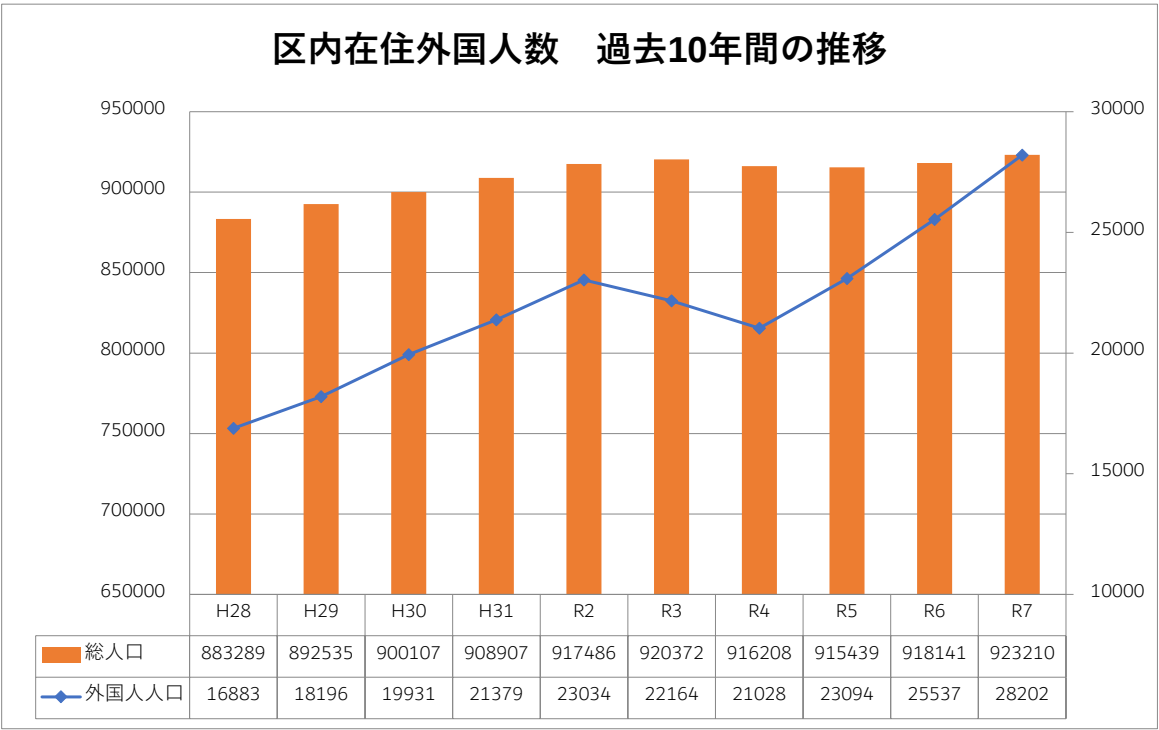
世田谷区生活文化政策部文化・国際課
電話 03-6304-3439 FAX. 03-6304-3710

□ 配付資料

- 【資料1】 令和7年度多文化共生推進部会 委員・事務局名簿
- 【資料2】 世田谷区内在住外国人の状況について
- 【資料3】 令和6年度せたがや国際交流センター事業報告
- 【資料4】 「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組み
- 【資料5】 令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況の報告について
- 【別紙】 令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書（案）
- 【資料6】 令和8年度世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について（予定）

世田谷区内在住外国人の状況について

1. 区内在住外国人数の推移

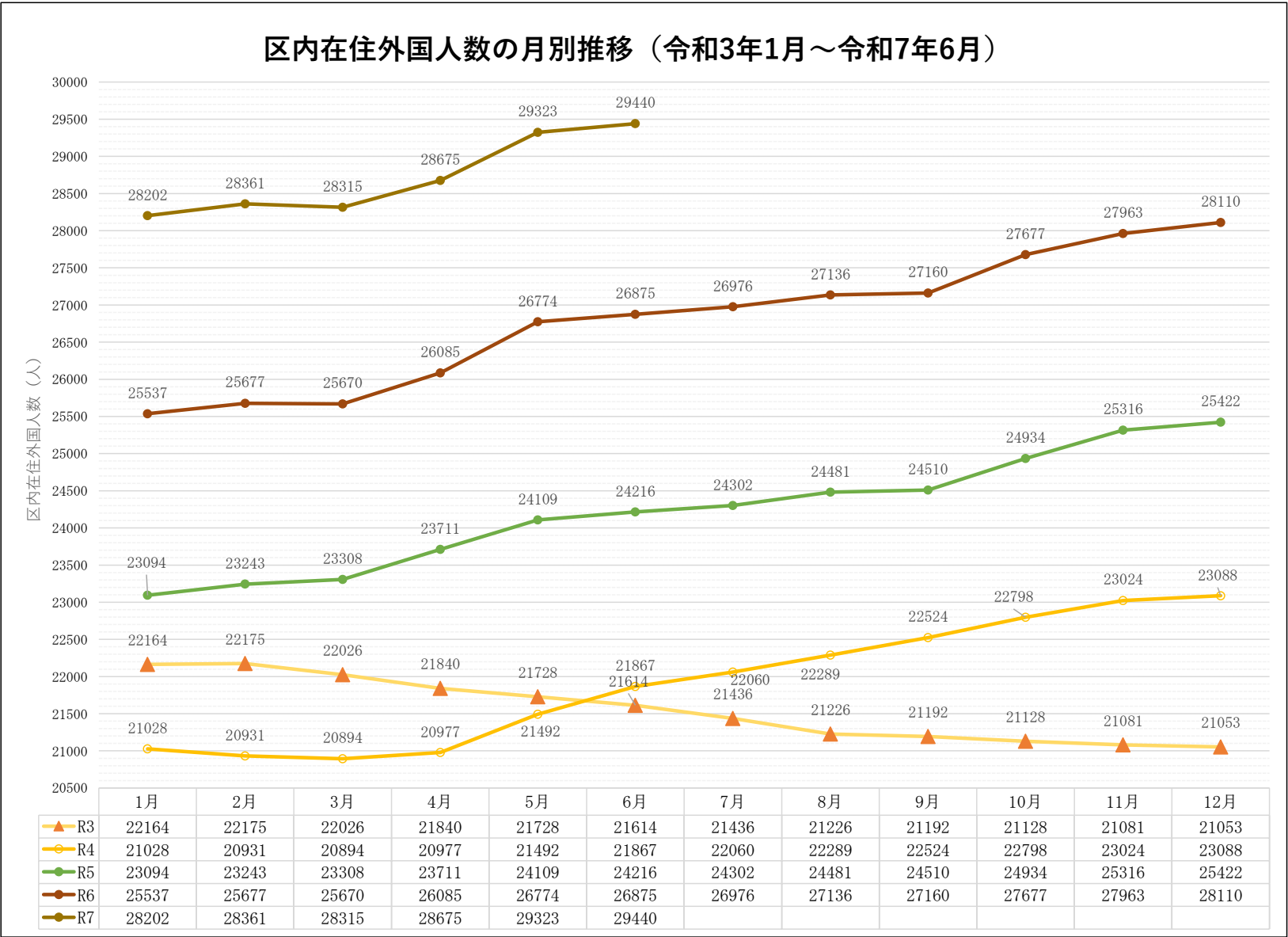


1. 区内在住外国人数の推移について

○令和7年1月1日時点の区内在住外国人数は28,202人。10年前の平成28年時点と比べると10,000人以上の増となっている。

○新型コロナの影響により一時的に減少したものの、令和5年以降はコロナ禍前を上回る勢いで増加し続けている。

○月別推移をみると、4月から5月及び9月から10月にかけて大きく増加する傾向にある。



出典:住民基本台帳(各年1月1日)

2. 区市町村別外国人数

比率順

	外国人	総人口	比率	前年の比率
東京都総数	721,223	14,002,534	5.15%	4.65%
区部	605,506	9,730,552	6.22%	5.63%
1 新宿区	48,097	352,717	13.64%	12.57%
2 豊島区	36,360	294,644	12.34%	11.22%
3 荒川区	23,539	222,278	10.59%	9.69%
4 台東区	20,332	216,084	9.41%	8.70%
6 北区	31,471	362,089	8.69%	7.65%
5 港区	22,614	267,780	8.44%	7.99%
7 江東区	39,561	541,685	7.30%	6.86%
8 中野区	24,632	341,322	7.22%	6.29%
9 江戸川区	47,932	693,570	6.91%	6.22%
10 文京区	15,923	235,345	6.77%	6.05%
11 中央区	12,553	187,404	6.70%	5.86%
14 板橋区	37,481	578,914	6.47%	5.65%
12 葛飾区	29,664	469,916	6.31%	5.75%
13 足立区	43,996	698,276	6.30%	5.67%
15 千代田区	4,108	68,835	5.97%	5.61%
16 墨田区	16,980	287,302	5.91%	5.50%
17 渋谷区	12,711	231,402	5.49%	5.18%
18 大田区	32,041	740,519	4.33%	3.87%
19 品川区	17,010	412,786	4.12%	3.79%
20 目黒区	11,479	281,400	4.08%	3.77%
21 杉並区	22,289	577,147	3.86%	3.35%
22 練馬区	26,531	745,927	3.56%	3.13%
23 世田谷区	28,202	923,210	3.05%	2.78%
市部	113,962	4,194,221	2.72%	2.46%
町村部	1,755	77,761	2.26%	2.00%

実数順

	外国人	総人口	比率	前年の比率
東京都総数	721,223	14,002,534	5.15%	4.65%
区部	605,506	9,730,552	6.22%	5.63%
1 新宿区	48,097	352,717	13.64%	12.57%
2 江戸川区	47,932	693,570	6.91%	6.22%
3 足立区	43,996	698,276	6.30%	5.67%
4 江東区	39,561	541,685	7.30%	6.86%
6 板橋区	37,481	578,914	6.47%	5.65%
5 豊島区	36,360	294,644	12.34%	11.22%
7 大田区	32,041	740,519	4.33%	3.87%
8 北区	31,471	362,089	8.69%	7.65%
9 葛飾区	29,664	469,916	6.31%	5.75%
10 世田谷区	28,202	923,210	3.05%	2.78%
11 練馬区	26,531	745,927	3.56%	3.13%
14 中野区	24,632	341,322	7.22%	6.29%
13 荒川区	23,539	222,278	10.59%	9.69%
12 港区	22,614	267,780	8.44%	7.99%
15 杉並区	22,289	577,147	3.86%	3.35%
16 台東区	20,332	216,084	9.41%	8.70%
18 品川区	17,010	412,786	4.12%	3.79%
17 墨田区	16,980	287,302	5.91%	5.50%
19 文京区	15,923	235,345	6.77%	6.05%
20 渋谷区	12,711	231,402	5.49%	5.18%
22 中央区	12,553	187,404	6.70%	5.86%
21 目黒区	11,479	281,400	4.08%	3.77%
23 千代田区	4,108	68,835	5.97%	5.61%
市部	113,962	4,194,221	2.72%	2.46%
町村部	1,755	77,761	2.26%	2.00%

出典:住民基本台帳(令和7年1月1日)

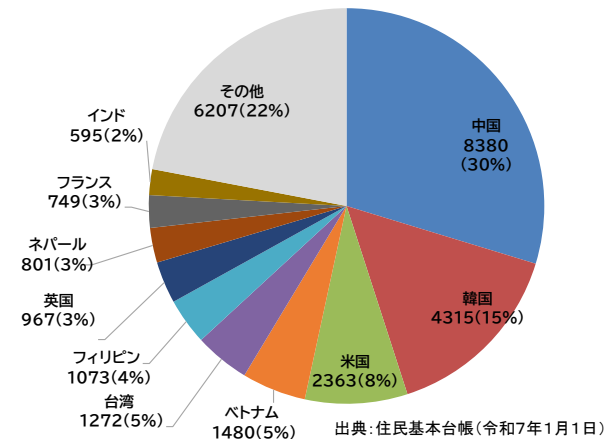
2. 区市町村別外国人数について

- 比率順では23区の中で一番小さい数字であるが、実数順では23区中10番目に多い数字となっている。
- 世田谷区における外国人比率は、前年1月の2.78%から0.27%上昇し3%を超えた。
- 23区全てにおいて前年よりも比率が上昇し、東京都総数の比率は前年から0.5%上昇している。

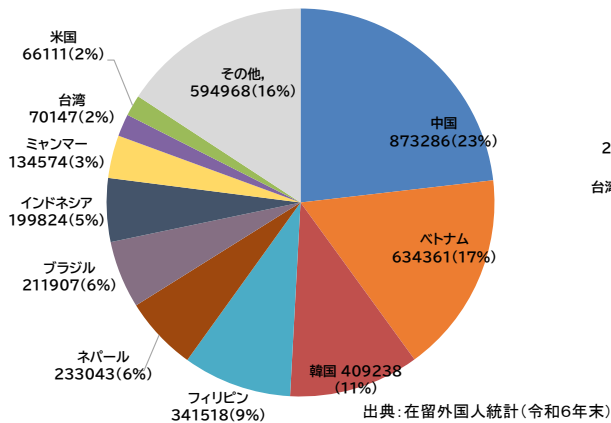
3. 国籍・地域別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳（国籍・地域別）

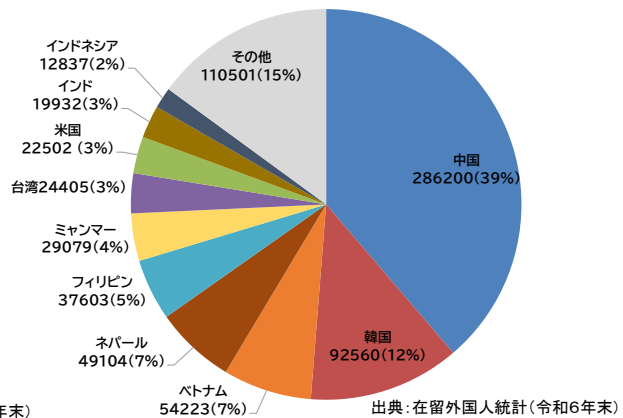
順位	国名	令和7年1月	令和6年1月	増減数	増減率
1	中国	8,380	7,460	920	12.3%
2	韓国	4,315	4,202	113	2.7%
3	米国	2,363	2,157	206	9.6%
4	ベトナム	1,480	1,126	354	31.4%
5	台湾	1,272	1,154	118	10.2%
6	フィリピン	1,073	1,043	30	2.9%
7	英国	967	906	61	6.7%
8	ネパール	801	595	206	34.6%
9	フランス	749	680	69	10.1%
10	インド	595	602	-7	-1.2%
11	その他	6,207	5,612	595	10.6%
合計		28,202	25,537	2,665	10.4%



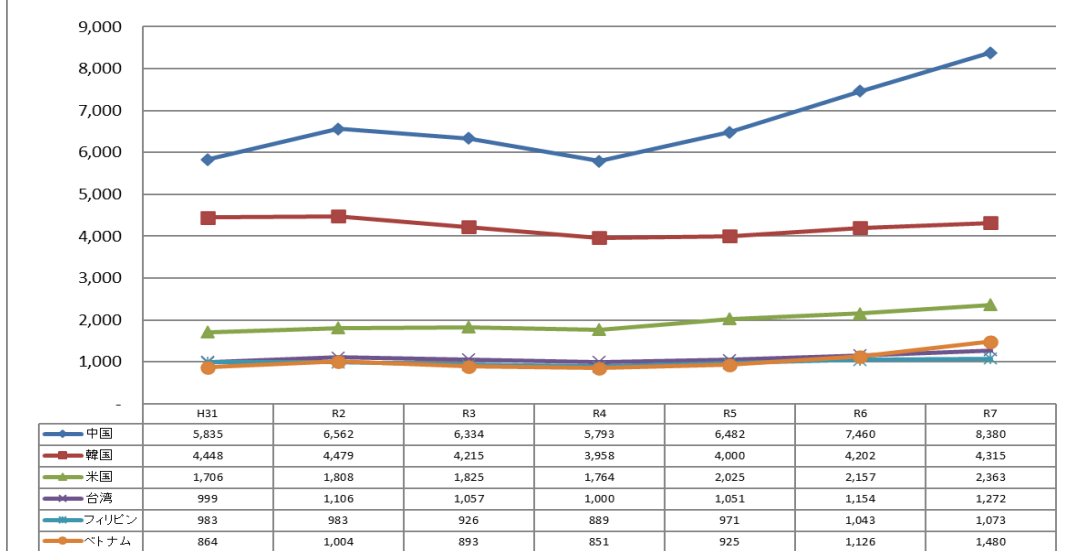
全国の在留外国人内訳(国籍・地域別)



東京都の在留外国人内訳(国籍・地域別)



国籍・地域別外国人数 過去7年間の推移(上位6カ国)



出典:住民基本台帳(令和6年1月1日)

3. 国籍・地域別外国人数について

- 区内在住外国人の国籍・地域別内訳では、中国30%、韓国15%、米国8%と続いている。
- 令和6年1月から令和7年1月までの増加率は全体で10.4%である。国籍・地域別では、ネパールが34.6%と一番高く、次いでベトナム31.4%、中国12.3%となっている。
- 米国が8%で3位であり、全国、東京都と比較すると高い比率にあることが特徴である。

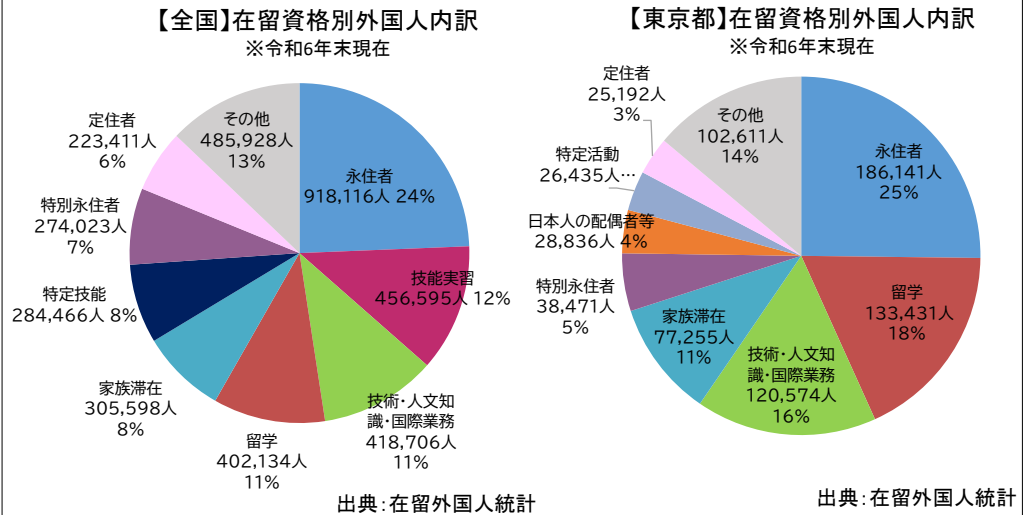
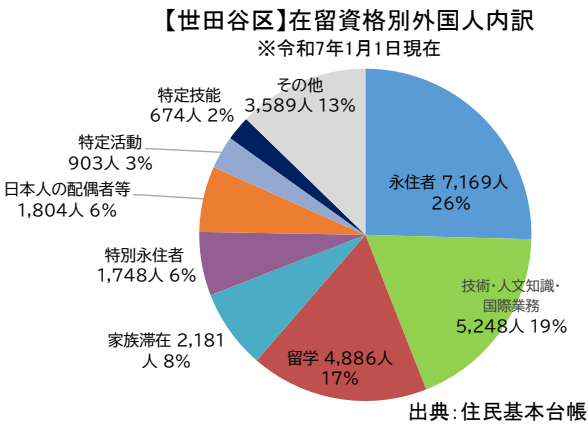
4. 在留資格別外国人人口

(1)在留資格別外国人人口の推移(上位8資格)

	永住者	技術・人文知識・国際業務	留学	家族滞在	特別永住者	日本人の配偶者等	特定活動	特定技能	その他	合計
H28	4,477	943	2,691	1,369	2,050	1,455	442	-	3,456	16,883
H29	4,768	1,916	2,941	1,490	2,032	1,484	488	-	3,077	18,196
H30	4,991	2,706	3,428	1,772	1,993	1,536	544	-	2,961	19,931
H31	5,334	3,536	3,620	1,803	1,955	1,602	705	-	2,824	21,379
R2	5,588	4,338	4,019	1,915	1,946	1,630	716	2	2,880	23,034
R3	5,819	4,445	3,178	1,827	1,911	1,652	539	29	2,764	22,164
R4	6,224	4,058	2,395	1,631	1,838	1,639	555	66	2,622	21,028
R5	6,661	4,362	3,405	1,752	1,786	1,646	498	156	2,828	23,094
R6	6,926	4,746	4,139	1,974	1,775	1,709	665	356	3,247	25,537
R7	7,169	5,248	4,886	2,181	1,748	1,804	903	674	3,589	28,202
R7年6月1日	7,325	5,573	5,108	2,324	1,742	1,812	994	827	3,735	29,440

出典:住民基本台帳(各年1月1日時点)

(2)在留資格別外国人内訳(世田谷区・東京都・全国)



4. 在留資格別外国人人口について

○「特定技能」について、令和元年の新設以降大きく増加し続けており、令和7年1月から令和7年6月までで約150人増加している。

○令和7年1月には「日本人の配偶者等」が「特別永住者」を上回り、5番目に多い在留資格となっている。

○在留資格別外国人内訳について、東京都とほぼ同じ内訳である。全国と比較すると、「技能実習」が上位8資格に入っておらず、「技術・人文知識・国際業務」と「留学」の割合が高いことが世田谷区の特徴である。(参考:世田谷区の「技能実習」人数は430人)

【参考】

◆永住者

法務大臣が永住を認める者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）

◆技術・人文知識・国際業務：

機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等

◆留学

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒

◆家族滞在

在留外国人が扶養する配偶者・子

◆特別永住者

1991年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づく在留資格。具体的には、第二次世界大戦前から日本に居住し、日本国民として生活していた外国人やその子孫が該当する。

◆日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子又は日本人の子として出生した者

◆特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

◆定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

◆技能実習

令和6年度事業報告 令和7年度事業報告(4月～7月)

国際事業部

せたがや国際交流センター Setagaya Intercultural Center

Crossing Setagaya

クロッシングせたがや

公益財団法人せたがや文化財団



国際事業部の事業参加者・施設入場者数の推移(人)

令和6年度事業報告書／公益財団法人せたがや文化財団

年度	
令和 6 (2024)	8,411
令和 5 (2023)	8,142
令和 4 (2022)	7,056
令和 3 (2021)	5,047
令和 2 (2020)	2,214

公2

1. 市民活動の支援及び振興に関する事業

市民活動支援

せたがや国際交流センターの運営

区内活動団体の支援事業

国際交流・異文化理解の推進

区民国際交流事業

にほんご交流会

まち歩き

ワークショップ・講座

多文化理解講座

地域日本語教育の総合的な体制づくり

外国人のための日本語講座
せたがや日本語サポーター講座

【そのほか】
しごとのための日本語
外国人のための労働相談会
外国人のためのリレー専門家相談会

国際事業広報

国際事業広報

国際事業部 事業体系

令和6年度 実績人数

8,411人

市民活動支援	国際事業部の運営(来場者数)	4,927人 日本人4,491人 外国人436人
	区内活動団体の支援事業	17団体
	区民国際交流事業 ※国際メッセ(世田谷区共催)ほか	1,194人
国際交流・異文化理解の推進	まち歩き 「さんちゃ にほんご まちたんけん」 (計2回実施)	93人
	こども企画 【アンゴラ共和国大使館訪問】	20人

ワークショップ・講座	多文化理解講座 (「イスラム文化に触れてみよう」「やさしい日本語で伝えよう」「英語で野点」ほか)	336人
	にほんご交流会inテンプル大学 in日大文理学部 (計6回実施)	363人
	韓国語でおしゃべり/クッキング (月2回程度/特別企画) 外国語で絵本読み聞かせ・折紙デコレーション	1,168人
地域日本語教育の総合的な体制づくり	外国人のための日本語教室 せたがや日本語サポーター講座	261人
	しごとのためのにほんご ほか	49人
広報	国際事業部広報 Webサイト・メールマガジン Newsletterなど発行	通年

【市民活動支援】 せたがや国際交流センターの運営

在住外国人への情報提供・区内活動団体の支援



Crossing Setagaya

【国際交流・異文化理解の推進】

にほんご交流会 IN テンプル大学①

7/5 外国人と日本人が、やさしい日本語で交流する
イベントとして定着



Crossing Setagaya



【多文化理解講座】

外国の文化に興味をもつ人たちが、様々な文化、生活や考え方の違いを学んで互いを理解する講座です

やさしいにほんごワークショップ(入門編)

4/19



【多文化理解講座】

外国人のための いけばな体験(草月流) 5/17

外国人を対象にした日本文化体験ワークショップ



6/22

難民映画祭パートナーズ上映会

国連UNHCRとの連携事業



©2022 PM Maestro Documentary, LLC.

Crossing Setagaya

難民映画祭
REFUGEE FILM FESTIVAL
PARTNERS



【地域日本語教育の総合的な体制づくり】

外国人のための日本語教室①

5/10～7/16(全18回+1) 5期開催

せたがや日本語サポーター講座①

6/6～7/6(全5回) 2期開催

外国人のための
2024年度 新クラススケジュール Japanese Language Class for Beginners
にほんご きょうしつ

はじめて 日本語を 勉強する人のための 教室です
Cours de japonais Mga Klas sa Hapon
காயாசி க்ளாஸ் விலுனர் க்ளாஸ்
Lớp học tiếng Nhật 日本語教室 காயாசி க்ளாஸ்

申し込みの人
● 希望の15分程度を勉強したい人
● 希望の15分程度を勉強したい人 または 希望の15分程度を勉強したい人
または 希望の15分程度を勉強したい人

コースの案内	申し込み	申し込み
● 15分程度を勉強したい人 ● 希望の15分程度を勉強したい人 ● 希望の15分程度を勉強したい人 ● 希望の15分程度を勉強したい人	第1期 6月10日 5月10日 第2期 7月6日 6月6日 第3期 9月13日 8月13日 第4期 10月11日 9月11日 第5期 12月4日 11月4日	申し込み

主催・後援会 公益財団法人せたがや文化財団 せたがや国際交流センター
協力 公益財団法人日本国際交流センター 公益財団法人日本国際交流センター
〒158-8501 東京都目黒区中目黒1-1-1 せたがや国際交流センター
TEL 03-3463-1111 FAX 03-3463-1112
E-MAIL info@setagaya.or.jp
www.setagaya.or.jp

せたがや
日本語
サポーター
講座 (初級)

オンライン開催
お申し込みは こちらから

● 費用：無料
● 事前申込制・定員40名
(定員を超えた場合は抽選)

外国人の日本語学習支援ボランティアを始める際の心得と
学習をサポートするうえで役に立つ基礎知識を学びます

全5回 日曜日 9:30～11:30

開催内容(予定)
6月9日 多言語で外国人の日本語学習をサポートする際の心得と学習をサポートするうえで役に立つ基礎知識を学びます
6月16日 外国人の日本語学習支援ボランティアの役割と役割の分担について学びます
6月23日 外国人の日本語学習支援ボランティアの役割と役割の分担について学びます
6月30日 外国人の日本語学習支援ボランティアの役割と役割の分担について学びます
7月7日 外国人の日本語学習支援ボランティアの役割と役割の分担について学びます

申込者！
公益財団法人日本国際交流センター
〒158-8501 東京都目黒区中目黒1-1-1 せたがや国際交流センター
TEL 03-3463-1111 FAX 03-3463-1112
E-MAIL info@setagaya.or.jp
www.setagaya.or.jp



【区民国際交流事業】

世界のことばでおはなし会

7/12 多様性・多文化に出会う

子ども支援をする国際交流団体との連携イベント



Crossing Setagaya

世界のことばでおはなし会

～多様性・多文化に出会う～

7/12

参加費 無料

13:00~15:30

会場

キャロットタワー4階 ワークショップルーム

●アクセス
東急田園都市線・世田谷線
三軒茶屋駅すぐ

参加対象

乳幼児・小学生低学年のお子さまと
その保護者

多様性・多文化の理解をテーマに活動
する団体が、多言語での絵本の読み聞
かせとワークショップを開催します。

イベントに参加してことばのちがいが、文
化のちがいが、見た目の違いに触れて世
界を広げてみませんか

常設
ワークショップ
交流エリア

おはなしタイム
①13:30~
②14:30~

イベントHP

お問合せ
クロッシングセタガヤHP

主催 公益財団法人せたがや文化財団 せたがや国際交流センター
協力 イクリスせたがや Cultural Fusion Hub 一般社団法人じゅんぐり

【姉妹都市交流プログラム】

カナダ・ウィニペグ市中学生派遣訪問団 テーブル茶道体験ワークショップ

1/31 日本の伝統文化を体験する交流ワークショップ



2025年度厚生労働省委託事業 外国人就労・定着支援プログラム
Program commissioned by the Ministry of Health, Labour and Welfare

どうよう! TOKYO

もうよう! FREE! GRATUITO! 免费! Miễn phí!

しごとのための
にほんご

取場日本語
Japanese Language for Work
Japonés para el Trabajo
Tiếng Nhật dành cho công việc

しんじゅく 新宿 SHINJUKU	せたがや 世田谷 SETAGAYA	しぶや 渋谷 SHIBUYA	いけぶくろ 池袋 IKEBUKURO	えどがわ 江戸川 EDOGAWA	かつしか 葛飾 KATSUSHIKA	たちかわ 立川 TACHIKAWA	ふっき 福生 FUSSA
-------------------------	-------------------------	----------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------

SETAGAYA
venue

Apply Now!

Japanese Language for Work
by JICE
Setagaya Venue No.44
Level 1
2025/5/30 ~ 2025/7/30
Tue. - Fri.
9:30 - 12:00
Now Accepting Applications
Deadline 5/16

しごとのためのにほんご



まち歩きツアー

【その他の事業】



国際メッセ

ご清聴
ありがとうございました

Crossing Setagaya



「English table」
留学生のみなさん

「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組み

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現		
施策（１） 日本語支援の充実		
ご意見等		検討状況
1	外国人向け日本語教室の実施レベルや実施形態等について	・令和7年度より、レベルを2段階に分けて実施した。（第1・3・5期：A1レベル、第2・4期：A2レベル） ・より集中的に学び、最後まで継続してもらえるよう開催時間・回数を変更した。（1回あたり1.5時間×20回→1回あたり2時間×18回）
施策（２）行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進		
ご意見等		検討状況
1	庁内における多言語対応について	・全庁向けの通訳タブレット端末の貸出し、出入国在留管理庁の通訳支援事業を活用した多言語対応の周知、職員向け研修における「やさしい日本語」の普及や「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用した多言語対応の取組みを推進していく。 ・職員向け「やさしい日本語」研修の実施にあたっては、区の多文化共生の理念についても説明した上で、より多くの職員が受講できるよう工夫して行っていく。 ・男女共同参画センター『らぶらす』に通訳タブレット端末を配備したことにより、各種相談における多言語対応が可能となった。
施策（４）災害等に対する備えの充実		
ご意見等		検討状況
1	地域防災について	地域日本語教室や各総合支所地域振興課と連携し、外国人向けの防災教室を継続して実施していく。
基本方針 2 地域社会における活躍の推進		
施策（１）多文化共生の地域交流促進		
ご意見等		検討状況
1	多文化共生の地域づくりに関する担い手の育成について	・「日本語サポーター講座」受講者が外国人住民と繋がりを持ち、多文化共生の地域づくりの担い手となるよう、「外国人向け日本語教室」の受講者との交流会やまち歩きツアーを実施した。 ・交流会 参加者24名（令和6年8月17日実施 外国人参加者11名、日本人参加者13名（うち日本語教室修了者7名、日本語サポーター講座修了者11名）） ・さんちゃ・にほんご・まちたんけん 参加者43名（令和6年12月1日実施 日本語教室修了者22名、日本語サポーター講座修了者21名）
施策（２）区政への参画推進		
ご意見等		検討状況
1	外国人アンケート調査の回収率について	令和7年度実施の外国人アンケート調査において、封筒の大きさ・色変更及び礼状兼督促状の送付を行った。
基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消		
施策（２）学校教育における多文化共生に関わる教育の推進		
ご意見等		検討状況
1	「これからの国際交流のあり方」の見直しについて	・近年の外国人住民の増加等社会状況の変化を踏まえ、交流の拡充となるよう令和7年度に見直しに着手する。見直しにあたっては、課題を整理したうえで男女共同参画・多文化共生推進審議会や庁内会議において意見を諮りながら進めていく。
施策（３）多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実		
ご意見等		検討状況
1	国際平和交流基金助成について	・オンライン受付も可能とし、手軽に申込が行えるよう工夫を行った。令和7年度申請件数は前年度よりも1団体増となった。（計4団体） ・引き続き、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。
その他		
ご意見等		検討状況
1	男女共同参画と多文化共生を推進する条例の周知について	・区やせたがや国際交流センターの各事業等、様々な機会を捉えて条例リーフレットの配布や条例の説明を行い、周知・啓発を行っていく。 ・8月1日号の区のおしらせに多文化共生の特集を掲載し、条例の周知を通して多文化共生や多様性の理解促進を図る。

令和 7 年 7 月 8 日
生活文化政策部文化・国際課

令和 6 年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況の報告について

1 趣旨

「世田谷区第二次多文化共生プラン」（令和 6 年度～令和 9 年度）に基づく施策について、令和 6 年度の取組み状況をまとめたので、以下のとおり報告する。

2 内容

別紙「令和 6 年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書（案）」のとおり。

3 報告書の確定について

本日の部会で委員からいただいた意見を報告書に記載し、「令和 6 年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書」として確定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 7 月中旬 世田谷区国際化推進協議会（課長級）

8 月上旬 世田谷区国際化推進委員会（部長級）

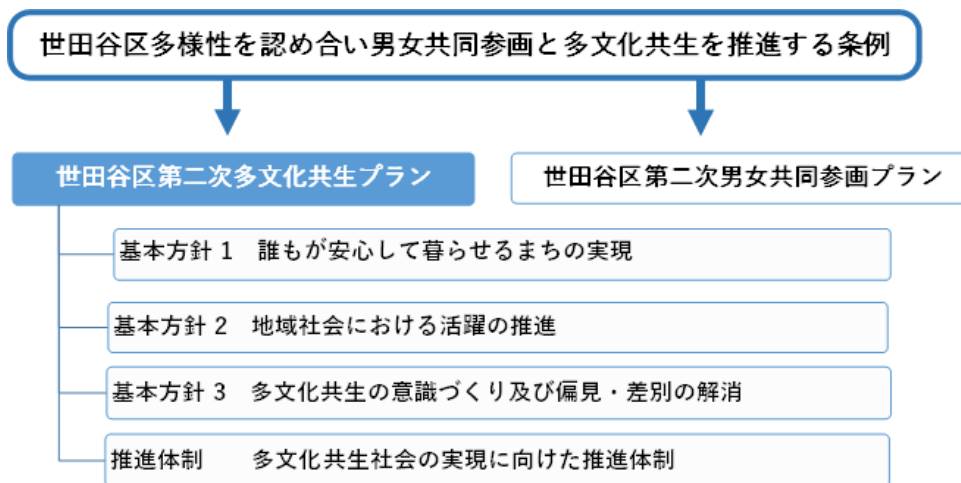
9 月上旬 世田谷区議会へポスティング、区ホームページに報告書掲載

令和 6 年度(2024 年度) 世田谷区第二次多文化共生プラン 取組み状況報告書（概要版）（案）

令和 7（2025）年 7 月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について（本編 p.1）

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度）は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



第二次プランの体系（本編 p.1、4）

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまちせたがや」という基本理念のもとに 3 つの基本方針を掲げています。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について（本編 p.1）

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標（本編 p.1、5～8）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
37.7%	44.3%	46.2% （速報値）	50%	55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標

①世田谷区民意識調査※による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
15.6%	17.6%	14.9% （速報値）	25%	30%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
31.1%	35.6%	29.2% （速報値）	40%	➡ 45%以上

②外国人アンケート調査※2による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
52.5%	53.7%	調整中	65%	➡ 75%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
42.6%	51.9%	調整中	50%	➡ 55%以上

※1 「世田谷区区民意識調査 2025」

世田谷区在住の満 15 歳以上の区民（外国籍含む）5,000 名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」

区内在住の 15 歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000 名）

【数値目標に対する評価と課題】（本編 p.6）

※調整中※

<参考>プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き（本編 p.9～10）

国の動き

- ・ 出入国管理及び難民認定法改正（平成 31（2019）年 4 月）
- ・ 日本語教育の推進に関する法律成立（令和元（2019）年 6 月）
- ・ 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和 2（2020）年 7 月）
- ・ 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）開所（令和 2（2020）年 7 月）
- ・ 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（令和 2（2020）年 8 月）
- ・ 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和 2（2020）年 9 月）
- ・ 「日本語教育の参照枠」の報告（令和 3（2021）年 10 月）
- ・ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和 4（2022）年 6 月）
- ・ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立（令和 5（2023）年 5 月）※令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行
- ・ 出入国管理及び難民認定法改正（令和 6（2024）年 6 月）
- ・ 特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）（令和 7（2025）年 4 月）

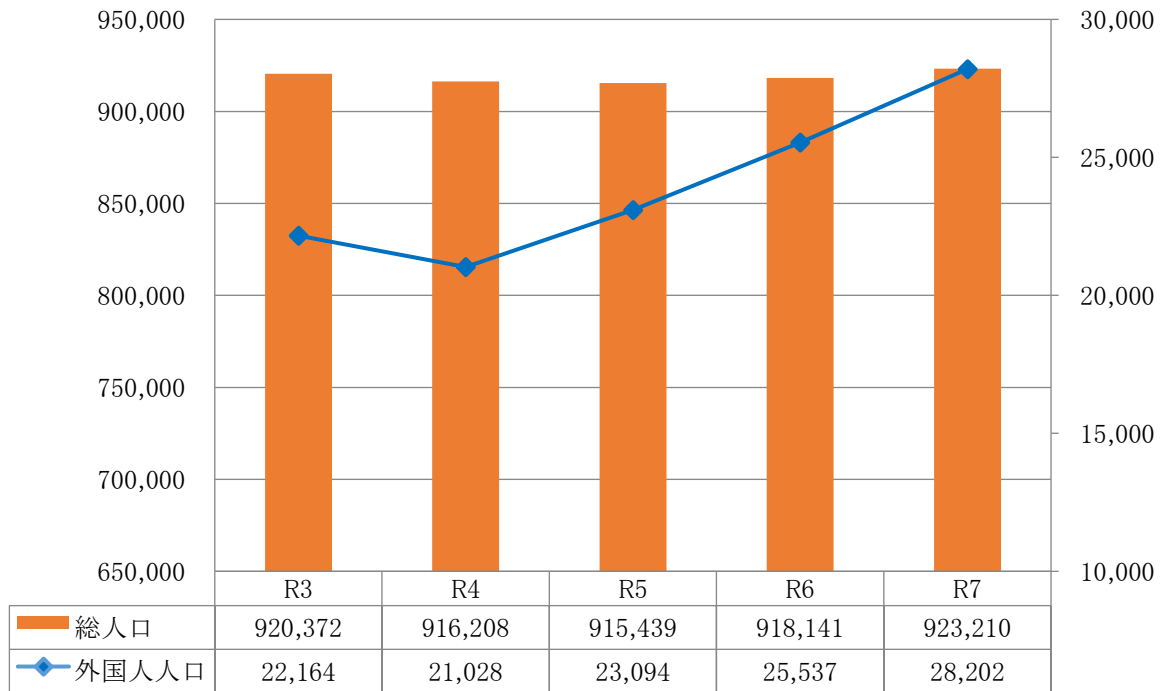
東京都の動き

- ・ 東京都つながり創生財団設立（令和 2（2020）年 10 月）
- ・ 「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定（令和 5（2023）年 3 月）
- ・ 「東京都多文化共生推進指針」の改定（令和 7（2025）年 6 月）

世田谷区の動き

- ・ （公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））開設（令和 2（2020）年 4 月）
- ・ 東京外国人支援ネットワークへの加盟（令和 3（2021）年 11 月）
- ・ 「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置（令和 4（2022）年 3 月）
- ・ 「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定（令和 6（2024）年 3 月）

＜参考＞ 区内在住外国人数過去 5 年間の推移（本編 p.12）



[各年 1 月 1 日時点]

■ 施策に基づく具体的な取組み ■

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

（１）日本語支援の充実（本編 p. 15～16）

…外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- 「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和 6 年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。
- 地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

（２）行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進（本編 p. 17～22、p. 59～60）

…外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- 「やさしい日本語」研修の継続実施により、職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた一方で、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努める必要がある。
- 「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

（３）生活基盤の充実【重点】（本編 p. 23～28）

…外国人等が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- 通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の配置拡大により、外国人住民の対応が多い窓口等における窓口業務の効率化及びサービス向上につなげることができた。タブレット端末等を導入していない所管につい

ては、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。

- また、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。引き続きクロッシングせたがやの周知に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

（４）災害等に対する備えの充実（本編 p. 29～32）

…平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。参加者の意見・感想等を踏まえながら、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。
- また、災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

（５）ICT を活用した環境整備（本編 p. 33～36）

…情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- 令和 6（2024）年 9 月に区ホームページがリニューアルしたことにより、従来の 3 言語から 131 言語への自動翻訳が可能となり、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりをすすめることができた。外国人住民向けページにおいては、相談窓口や日本語教室の案内など、外国人住民にとって必要性の高い情報提供を行っている。
- 引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。

基本方針 2 地域社会における活躍の推進

（１）多文化共生の地域交流促進（本編 p. 37～40）

…地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。「せたがや国際メッセ」については、会場規模により前年度よりも少ない入場者数となったが、令和 7（2025）年度は会場拡大及びホストタウンコンサートの同時開催により参加者数の増加を目指す。
- 引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

（２）地域活動への参加促進【重点】（本編 p. 41～42）

…外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- 令和 4（2022）年度に実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」では、約 25%の外国人住民が「町会・自治会を知らない」と回答している。外国人住民にも分かりやすいよう、「やさしい日本語」や多言語を活用し周知を図る必要がある。
- 引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がボランティアやイベント等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

（３）区政への参画推進（本編 p. 43～44）

…区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【施策に対する評価と課題】

- 外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は回収率が低い傾向にあるため、回収率向上に向けた工夫を行っていく。意見交換会では、話し合いの意見を多文化共生リーフレットに反映させることにより、参加者の区政参画意識を醸成することができた。
- 引き続き、調査や交流イベント等を通して区政への参加を促進していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

（１）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】（本編 p. 45～54）

…多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 全6回の多文化理解講座の実施や多文化共生啓発リーフレットの作成等、様々な事業を通して多文化共生の意識啓発につなげることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が掲載されており親しみやすい内容となっているため、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や各イベント等を通して広く周知・啓発を行っていく。
- 今後も様々な機会を活用し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

（２）学校教育における多文化共生に関わる教育の推進（本編 p. 55～56）

…幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 計46名の児童・生徒が姉妹都市3市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。
- 引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

（３）多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実（本編 p. 57～58）

…多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

- 国際平和交流基金助成による支援団体は前年度よりも増加した。募集にあたっては、オンライン受付も可能とし、手軽に申込が行えるよう工夫を行った。引き続き、申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

（４）不当な差別的取扱いへの対応（本編 p. 57～58）

…多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

- 男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申し立ては0件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知について検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見（本編 p. 61）

（令和7年（2025）年7月8日 部会開催予定）

調整中

令和6年度（2024年度）
世田谷区第二次多文化共生プラン
取組み状況報告書（案）

令和7年（2025年）7月
世田谷区

目次

本書について	1
--------	---

計画の体系	4
-------	---

数値目標	5
------	---

施策に基づく具体的な取組み

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現	15
------------------------	----

- (1) 日本語支援の充実
- (2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進
- (3) 生活基盤の充実【重点】
- (4) 災害等に対する備えの充実
- (5) ICTを活用した環境整備

基本方針2：地域社会における活躍の推進	37
---------------------	----

- (1) 多文化共生の地域交流促進
- (2) 地域活動への参加促進【重点】
- (3) 区政への参画推進

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	45
-----------------------------	----

- (1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】
- (2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進
- (3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実
- (4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見※調整中	61
--------------------------------------	----

＜参考＞世田谷区民意識調査 2025 実施結果（抜粋）※調整中	62
---------------------------------	----

＜参考＞世田谷区における外国人区民へのアンケート調査実施結果※調整中	63
------------------------------------	----

＜参考＞世田谷区における外国人区民の意識・実態調査報告書（概要版）	64
-----------------------------------	----

<本書について>

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区第二次多文化共生プラン

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本方針 2 地域社会における活躍の推進

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

推進体制 多文化共生社会の実現に向けた推進体制

世田谷区第二次男女共同参画プラン

第二次プランの体系

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3 つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち 1 つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p. 5）をご覧ください。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、毎年第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標のページについて

数値目標のページ（p. 7～9）では、第二次プランにおいて設定している数値目標（「多文化共生の推進に向けた数値目標」、「重点施策に基づく数値目標」）についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

第二次プランにおいて設定した数値目標です。世田谷区民意識調査及び外国人アンケート調査に基づく実績を掲載しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和6（2024）年度の取組み実績及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必
せるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

施策に対する評価と課題を記載しています。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和6年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。

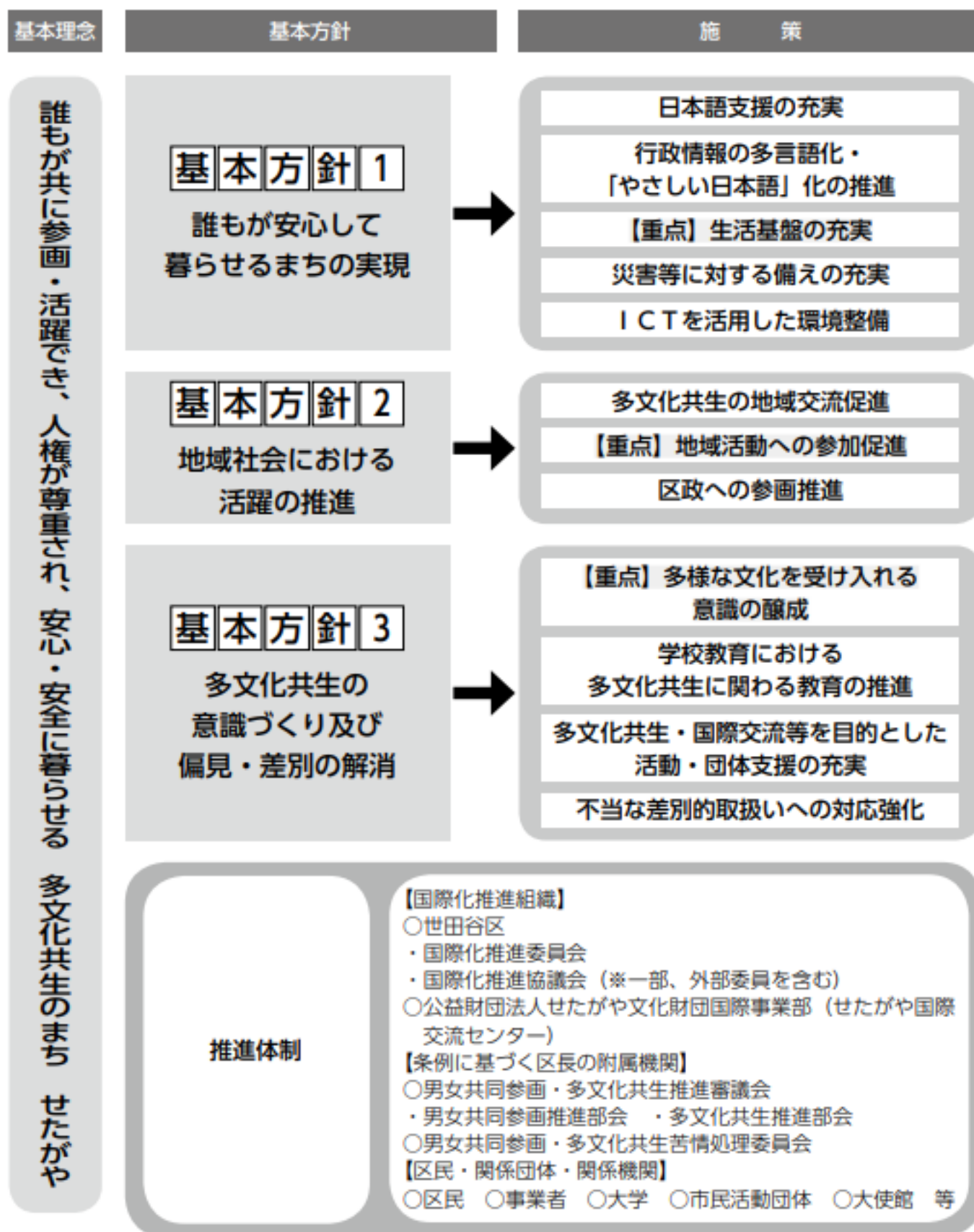
また、地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

	事業名	所管課	取組内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人等に対し、日常生活における会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	年5期（各20回）開催した。 第1期：対面開催 15名 第2期：オンライン開催 16名 第3期：対面開催 15名 第4期：オンライン開催 11名 第5期：対面開催 19名 （参加合計：76名）
2	にほんご交流会の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」（5回）会場：テンブル大学 「にほんご交流会～動く文化の魅力について話そう」（1回）会場：日大文理学部（1回）実施。 （参加者合計：363名）
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティアとして活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするための基礎知識を伝えます。	「日本語サポーター講座・初級」（参加：前期37名 後期42名 第 中級編」
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36時間 中学校：40時間 派遣実績：小学校35校70人、 中学校15校26人

再掲項目は網掛けにしています。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
「外国人のための日本語教室」は、広報開始当初から問合せも多数で、センターに来館する外国人が増加するなど、事業への関心の高さが窺えた。今後は受講者のニーズを確認し事業の改善をする。	外国人の受講を促す条件（時期や時間帯、回数、日本語学習のレベル設定など）を確認しながら改善に取り組む。	
各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人住民とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的に実施されるため、応募者も増加傾向にある。	テンプル大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文理学部との連携も実現した。日本人参加者は 50 代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10 代～30 代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。	
日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2 期予定が各定員 40 名に対し 120 名以上が応募のため急遽第 3 期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座（1 回完結）も実施した。	サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	実施年によって実績の増減はあるが、令和 6(2023)年度は中学校が増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	

＜計画の体系＞



＜数値目標＞

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※１による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
37.7%	44.3%	46.2% （速報値）	50%	➡ 55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標

①世田谷区民意識調査※１による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
15.6%	17.6%	14.9% （速報値）	25%	➡ 30%以上
調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
31.1%	35.6%	29.2% （速報値）	40%	➡ 45%以上

②外国人アンケート調査※２による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
52.5%	53.7%	調整中	65%	➡ 75%以上
調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
42.6%	51.9%	調整中	50%	➡ 55%以上

※１ 世田谷区区民意識調査 2025

世田谷区在住の満 15 歳以上の方（外国人住民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：5,000 名）

※２ 外国人アンケート調査

区内在住の 15 歳以上の外国人住民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000 名）

【数値目標に対する評価と課題】

調整中

<参考>「世田谷区民意識調査 2025」より ※詳細は p ●●～参照

調整中

＜参考＞「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査（外国人アンケート調査）」より
※詳細はp●●～参照

調整中

＜参考＞第一次プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き

国の動き

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成 30(2018)年 12 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成 31(2019)年 4 月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年 6 月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和 2(2020)年 6 月、同法 10 条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定された。

■外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項もあわせて示された。

■外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和 2(2020)年 7 月、新宿区の JR 四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）（以下、「FRESC」という。）」が開所された。FRESC には、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など 8 つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和 2(2020)年 8 月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和 2(2020)年 9 月、「地域における多文化共生推進プラン」（2006 年）が 14 年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の 4 番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和 3(2021)年 10 月に文化審議会国語分科会により報告された。

■「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和 4(2022)年 6 月に策定された。

■「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」）の成立、施行

令和 5（2023）年 5 月、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行された。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本語教員として文部科学省の登録を受けることとされた。

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

令和 5（2023）年 6 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、送還停止効の例外規定や「補完的保護対象者」認定制度、収容に代わる管理措置制度等が創設された（施行は令和 6（2024）年 6 月 10 日）。

また、令和 6（2024）年 6 月 14 日には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」を創設すること等を定めた改正法が成立した。

■特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）

特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に明記された。これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ必要な協力を行うこと、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定された。同省令は令和7（2025）年4月1日より施行。

東京都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和2（2020）年10月1日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5（2023）年3月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

■東京都多文化共生推進指針の改定

外国人と日本人が共に地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進のため、東京都が平成28（2016）年に策定した「東京都多文化共生推進指針」が令和7（2025）年6月に改定された。改定版では、多文化共生を担う各主体の役割が明確化されている。

世田谷区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和2（2020）年4月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和3（2021）年11月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NPO等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和4（2022）年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3月23日に庁内プロジェクトチームを設置した。

■「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく「世田谷区多文化共生プラン」（平成31（2019）年3月策定）の計画期間が令和5（2023）年度で終了し、新たに「世田谷区第二次多文化共生プラン」（以下、「第二次プラン」という。）を令和6（2024）年3月に策定した。第二次プランでは、第一次プランに引き続き「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」を基本理念に掲げ、『誰もが安心して暮らせるまちの実現』『地域社会における活躍の推進』『多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消』の3つの基本方針のもと、多文化共生の推進のため様々な取り組みを行っている。

＜参考＞区内在住外国人数データ

都内区市町村別 外国人数

比率順

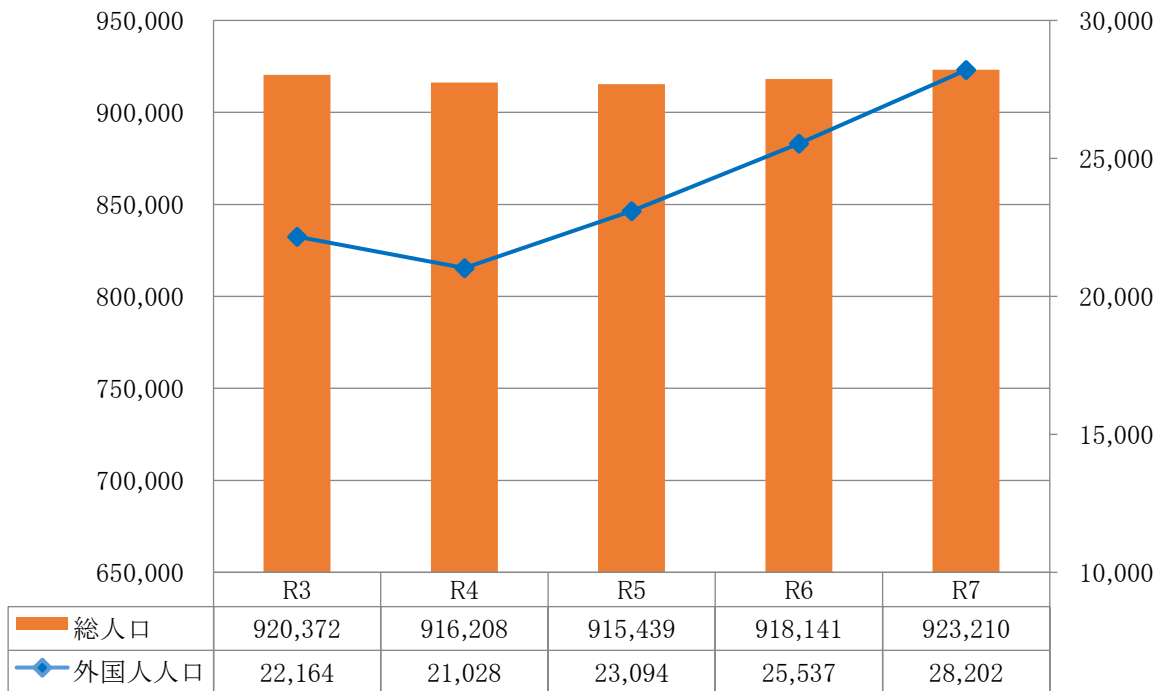
		外国人	総人口	比率
東京都総数		721,223	13,281,311	5.43%
区部		605,506	9,125,046	6.64%
1	新宿区	48,097	304,620	15.79%
2	豊島区	36,360	258,284	14.08%
3	荒川区	23,539	198,739	11.84%
4	台東区	20,332	195,752	10.39%
6	北区	31,471	330,618	9.52%
5	港区	22,614	245,166	9.22%
7	江東区	39,561	502,124	7.88%
8	中野区	24,632	316,690	7.78%
9	江戸川区	47,932	645,638	7.42%
10	文京区	15,923	219,422	7.26%
11	中央区	12,553	174,851	7.18%
14	板橋区	37,481	541,433	6.92%
12	葛飾区	29,664	440,252	6.74%
13	足立区	43,996	654,280	6.72%
15	千代田区	4,108	64,727	6.35%
16	墨田区	16,980	270,322	6.28%
17	渋谷区	12,711	218,691	5.81%
18	大田区	32,041	708,478	4.52%
19	品川区	17,010	395,776	4.30%
20	目黒区	11,479	269,921	4.25%
21	杉並区	22,289	554,858	4.02%
22	練馬区	26,531	719,396	3.69%
23	世田谷区	28,202	895,008	3.15%
市部		113,962	4,080,259	2.79%
町村部		1,755	76,006	2.31%

実数順

		外国人	総人口	比率
東京都総数		721,223	13,281,311	5.43%
区部		605,506	9,125,046	6.64%
1	新宿区	48,097	304,620	15.79%
2	江戸川区	47,932	645,638	7.42%
3	足立区	43,996	654,280	6.72%
4	江東区	39,561	502,124	7.88%
6	板橋区	37,481	541,433	6.92%
5	豊島区	36,360	258,284	14.08%
7	大田区	32,041	708,478	4.52%
8	北区	31,471	330,618	9.52%
9	葛飾区	29,664	440,252	6.74%
10	世田谷区	28,202	895,008	3.15%
11	練馬区	26,531	719,396	3.69%
14	中野区	24,632	316,690	7.78%
13	荒川区	23,539	198,739	11.84%
12	港区	22,614	245,166	9.22%
15	杉並区	22,289	554,858	4.02%
16	台東区	20,332	195,752	10.39%
18	品川区	17,010	395,776	4.30%
17	墨田区	16,980	270,322	6.28%
19	文京区	15,923	219,422	7.26%
20	渋谷区	12,711	218,691	5.81%
22	中央区	12,553	174,851	7.18%
21	目黒区	11,479	269,921	4.25%
23	千代田区	4,108	64,727	6.35%
市部		113,962	4,080,259	2.79%
町村部		1,755	76,006	2.31%

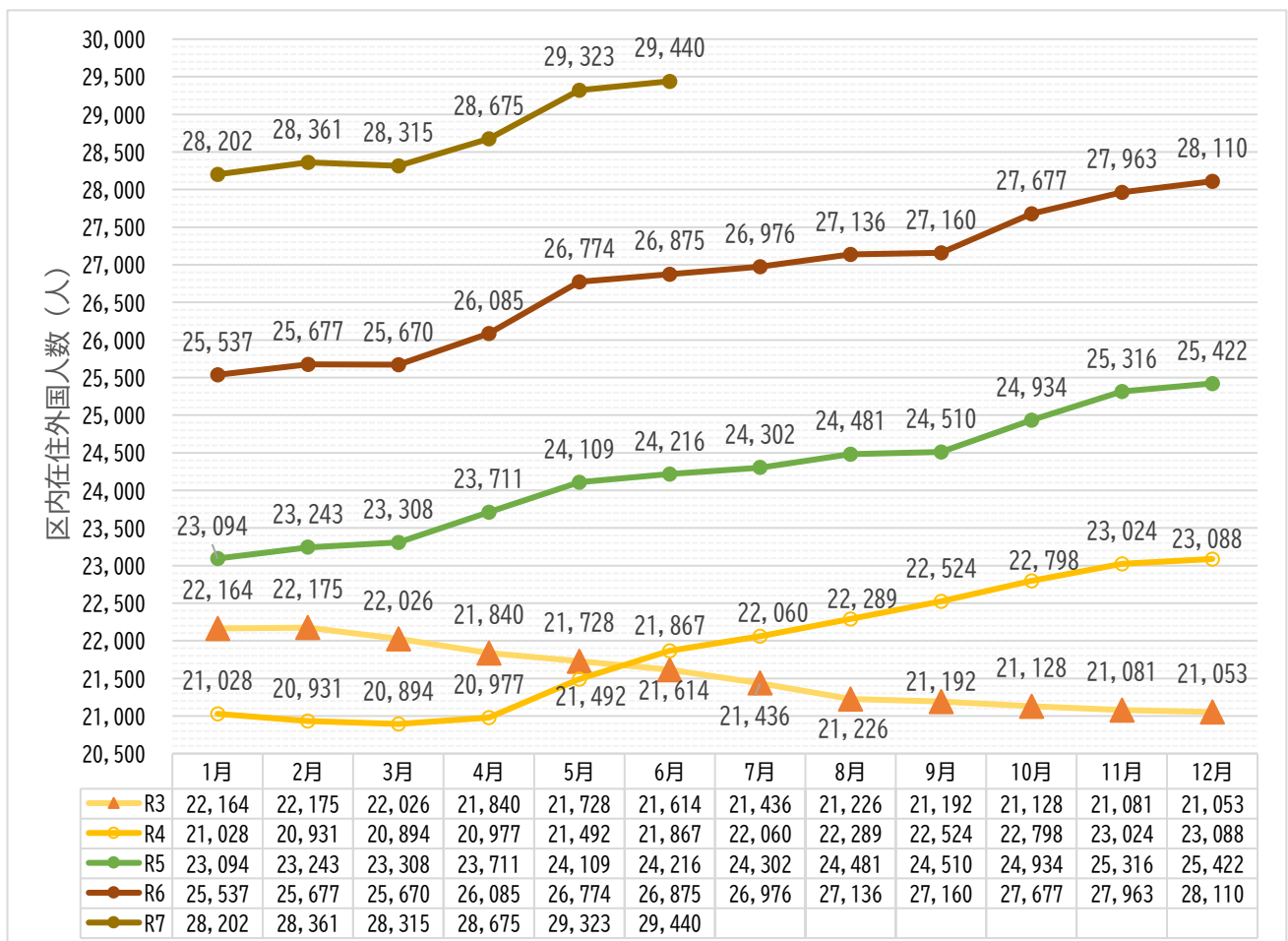
※令和7（2025）年1月1日時点

区内在住外国人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

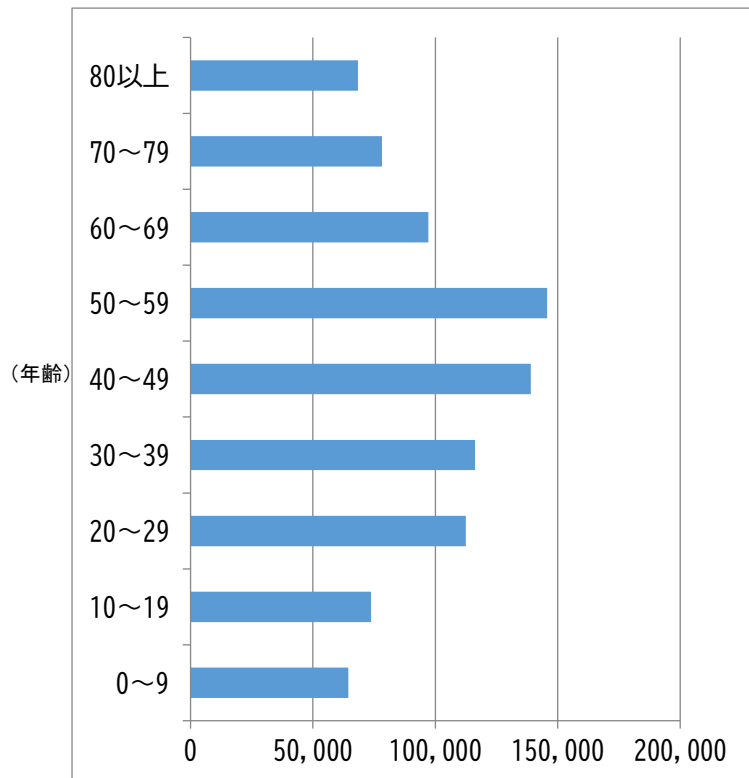
令和3(2021)年～令和7(2025)年 区内在住外国人数の比較



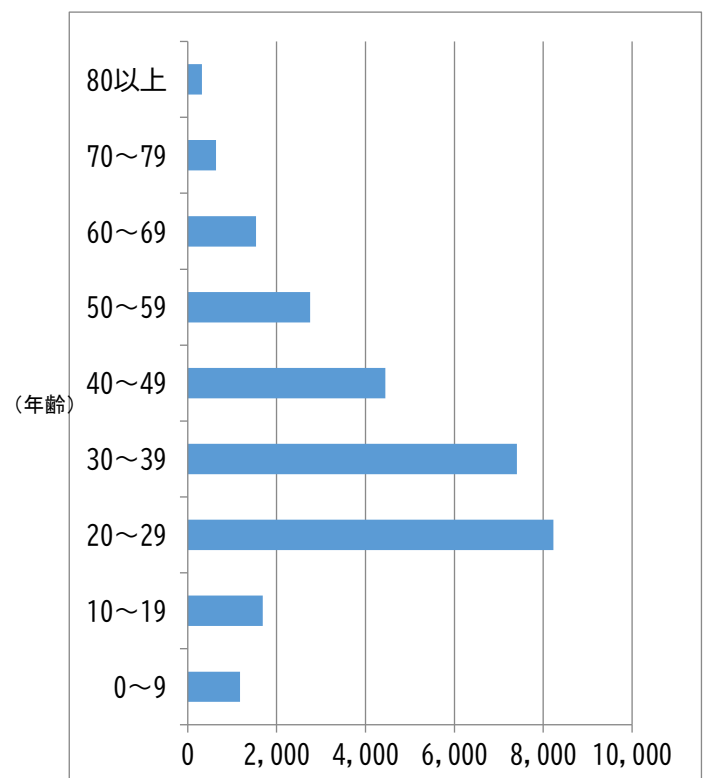
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人人口

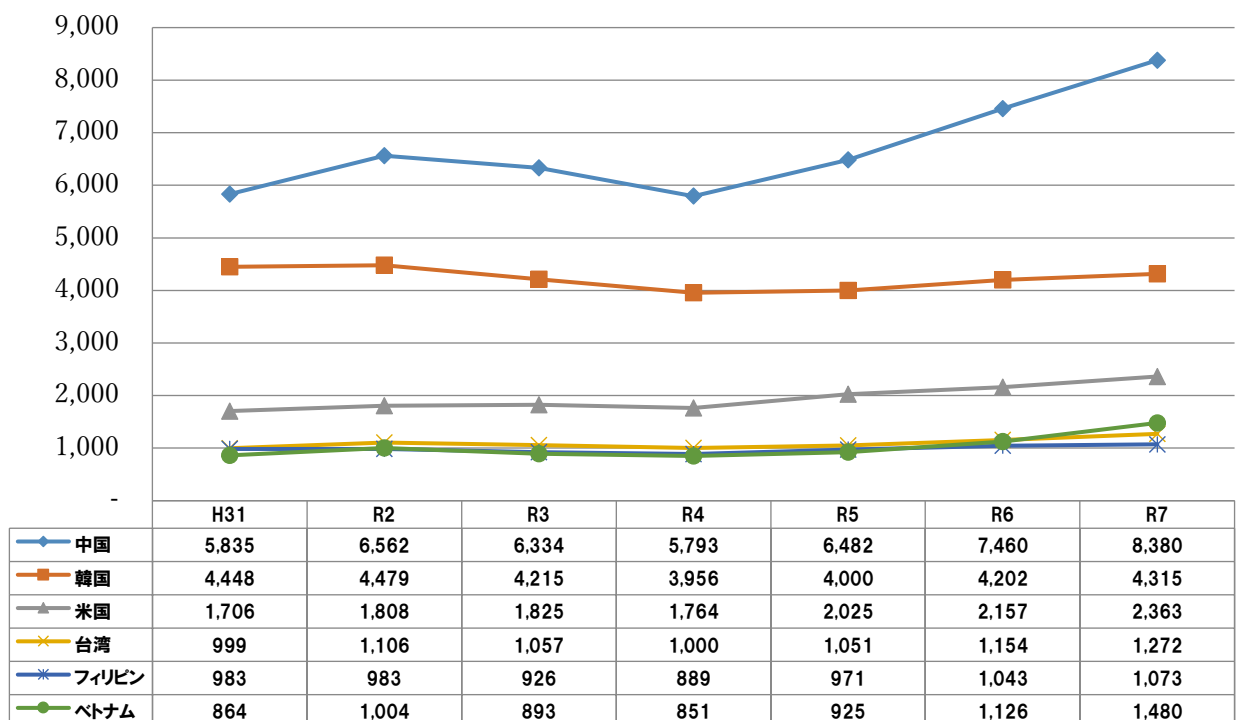


外国人人口



[令和7（2025）年1月1日時点]

国籍・地域別外国人人数 過去7年間の推移(上位6カ国)

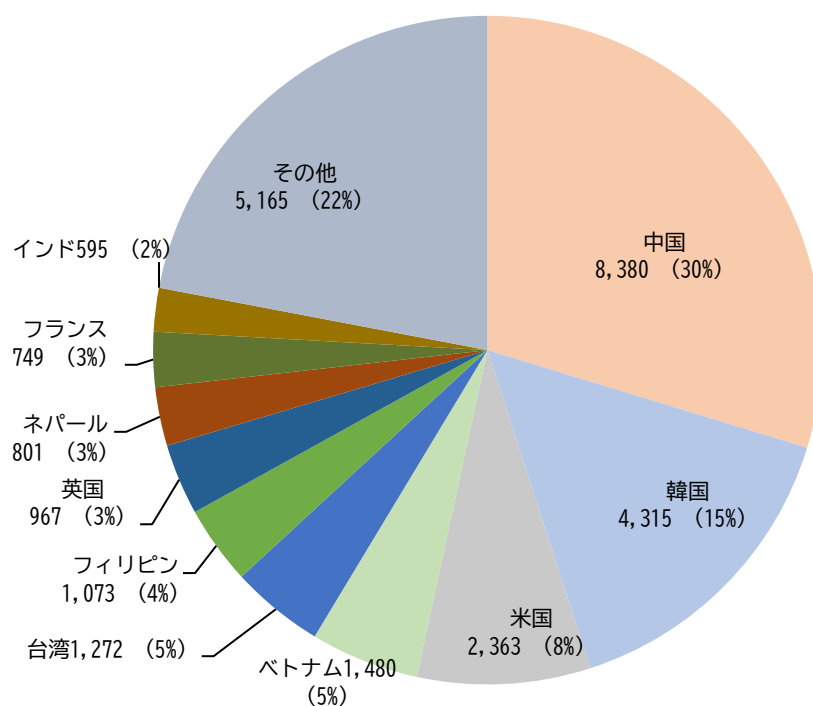


[各年1月1日時点]

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和7年1月	令和6年1月	増減数	増減率
1	中国	8,380	7,460	920	12.3%
2	韓国	4,315	4,202	113	2.7%
3	米国	2,363	2,157	206	9.6%
4	ベトナム	1,480	1,126	354	31.4%
5	台湾	1,272	1,154	118	10.2%
6	フィリピン	1,073	1,043	30	2.9%
7	英国	967	906	61	6.7%
8	ネパール	801	595	206	34.6%
9	フランス	749	680	69	10.1%
10	インド	595	602	-7	-1.2%
11	その他	6,207	5,612	595	10.6%
合計		28,202	25,537	2,665	10.4%

[令和7（2025）年1月1日時点]



[令和7（2025）年1月1日時点]

＜施策に基づく具体的な取組み＞

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和6（2024）年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。

また、地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人等に対し、日常生活における会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	年5期（各20回）開催した。 第1期：対面開催 15名 第2期：オンライン開催 16名 第3期：対面開催 15名 第4期：オンライン開催 11名 第5期：対面開催 19名 （参加合計：76名）
2	にほんご交流会の実施	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」（5回）会場：テンブル大学 「にほんご交流会～動く文化の魅力について話そう」（1回）会場：日大文理学部（1回）実施。 （参加者合計：363名）
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。	「日本語サポーター講座・初級」（参加：前期37名 後期42名 第3期46名） 「日本語サポーター講座・中級編」（参加60名）
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36時間 中学校：40時間 派遣実績：小学校35校70人、 中学校15校26人
5	オンラインでの日本語学習に関するウェブサイト等の情報提供	文化・国際課	日本語を学びたいが、時間や場所に限りがある外国人等に対し、オンラインで自主学習ができるツール等の紹介・提供を行います。	オンライン日本語学習サイト等の案内ページ公開に向け、関係機関等との調整・準備を行った。
6	地域日本語教室との情報連絡会の実施	文化・国際課	地域日本語教育の推進のため、区内各地域のボランティアによる日本語教室との情報共有等を行う機会として、情報連絡会の充実を図ります。	区内のボランティアによる日本語教室との情報連絡会を実施した。（令和6（2024）年9月5日実施） 参加者：世田谷区・せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）・各地域日本語教室代表者

実績に対する評価	今後の取組み	備考
「外国人のための日本語教室」は、広報開始当初から問合せも多数で、センターに来館する外国人が増加するなど、事業への関心の高さが窺えた。今後は受講者のニーズを確認し事業の改善をする。	外国人住民の受講を促す条件（時期や時間帯、回数、日本語学習のレベル設定など）を確認しながら改善に取り組む。	
各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人住民とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的実施されるため、応募者も増加傾向にある。	テンプル大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文学部との連携も実現した。日本人参加者は50代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10代～30代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取り組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。	
日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2期予定が各定員40名に対し120名以上が応募のため急遽第3期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座（1回完結）も実施した。	サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	実施年によって実績の増減はあるが、令和6(2024)年度は中学校が増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	
他自治体のHPを参考に、外国人住民にとって分かりやすく活用しやすいページ作成について検討した。	自宅からでもオンラインで気軽に日本語学習ができるよう、ページの作成・公開を行う。	
ボランティアによる地域日本語教室との情報共有により、どのような外国人住民が日本語教室に通っているのかなどの実態や各教室が抱える課題等について発見することができた。	引き続き、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、各地域日本語教室との情報共有の機会を充実させていく。	

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

「やさしい日本語」研修の継続実施により、職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた一方で、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努める必要がある。

また、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

①情報発信における多文化共生意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記による情報発信を行った。庁内公開サイト・区ホームページに手引きのデータを掲載するとともに、職員向け研修において手引きの周知を行い、庁内への啓発を図った。
8	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和7(2025)年2月28日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
9	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	文化・国際課 研修担当課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者等にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和7(2025)年1月14日 受講者数：59名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
手引きに則った多言語・「やさしい日本語」の周知・啓発により、職員の多文化共生意識の醸成に努めた一方で、区で作成しているチラシやHP等については、未だ日本語のみで作成されたものが多い。そのため、機会を捉えながら、継続的な周知啓発が必要である。	引き続き、区ホームページ等において「やさしい日本語」の活用や多言語化の推進を図る。また、手引きについて、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討していく。	
庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知を行い、庁内での外国人住民への対応能力の向上に寄与することができた。	庁内における「やさしい日本語」の活用をより促進するため、令和7（2025）年度以降も引き続き講座を実施する。 参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していく。	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。	P. 59～60 参照
11	公共施設館名表示の多言語化	各総合支所（ただし、世田谷総合支所分は）	公共施設名表示の多言語化を進めます。	各区民会館：施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
12	区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進めます。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応の WEB ページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：4 基
13	街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。	【街区表示板】平成 5(1993)年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成 3(1991)年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
14	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の多言語化	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示において多言語化を進めます。	場内の掲示に関しては、多言語（日本語、英語）の表示を行っている。またピクトグラムを使用し、視覚的にもわかりやすい表示を進めた。
15	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の実施	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。	定時での 3 か国語（日本語、英語、中国語）による館内アナウンスの実施を徹底した。また、翻訳機（ポケット等）を使用し多言語に対応できるようにした。
16	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進めます。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：130 箇所 路面標示シート：約 550 箇所 ガードレール看板：1 箇所（千歳烏山駅）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	幹事支所でとりまとめ
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
日本語を母語としない来館者のほか、年少者への情報伝達の向上が図れた。	継続実施と他の言語（中国語、韓国語など）の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	
多言語対応により外国人住民への一定の効果はあった。	継続実施していく。	
ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止場所において、外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	引き続き、積極的に標示を増設していく。英語以外の言語の併記も検討する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
17	公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進めます。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。 公園数：7箇所
18	英語・中国語・「やさしい日本語」による Newsletter の発行	せたがや国際交流センター	月に一度、外国人等にお知らせしたい情報を、「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。	外国人等にお知らせしたい情報を、「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布（毎月 15 日発行）。
19	日本語以外を母語とする人々への利用案内等	中央図書館	各区立図書館において、利用案内等の多言語化に一層努めるとともに、「やさしい日本語」やサインを活用し、日本語以外を母語とする方にも図書館の使い方が理解できるようにします。	「やさしい日本語」による図書館利用案内の作成作業を行い、各図書館で利用可能なフォーマットを完成させた。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。	
広報は、Web からの情報収集が主流になる一方で、来館者からの問い合わせなどは、紙媒体を配布する方が効果的な場合もある。今後も Web と紙媒体のバランスを見ながら目的に合わせた広報活動を行う。	Newsletter の発行をはじめ、ホームページの改修など、広報について、電子媒体による情報発信も強化する。外国人住民や区民に向けた情報をわかりやすく届けることを優先的に心掛け、マスメディアを活用した情報提供など新たな広報活動にも注力する。	
利用案内のほか、館内サインや図書館ホームページでも、「やさしい日本語」を活用した取り組みが求められる。	「やさしい日本語」版図書館利用案内は令和7(2025)年5月より中央図書館で配布予定。地域図書館でも準備が整った館より提供予定。	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3) 生活基盤の充実【重点】

外国人等が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の配置拡大により、外国人住民の対応が多い窓口等における窓口業務の効率化及びサービス向上につなげることができた。タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。

また、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。引き続きクロッシングせたがやの周知に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
20	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人等の日常生活や区政に関する相談を、相談員が英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。また、タブレット端末等による通訳サービスを利用し、その他の言語での相談にも応じます。	英 語：対面 557 件 電話 785 件 中国語：対面 269 件 電話 444 件 日本語：対面 53 件 電話 118 件 その他言語：対面 12 件 電話 9 件 合計 2,247 件
21	区内転入者向け生活情報冊子（ライフ・イン・セタガヤ等）の充実	文化・国際課	区内に転入する外国人等に向けた、生活に必要な情報を多言語で分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」等の配付を継続するとともに、内容を見直し、更なる充実を図ります。	区内転入者向け生活情報冊子「ライフ・イン・セタガヤ」を多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発行した。 発行部数：4,650 部（英語：2,200 部、中国語：1,600 部、韓国語 850 部）
22	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。	庁内からの外国語版印刷物の翻訳確認や簡易通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：42 名 登録言語数：7 か国語 活用実績：簡易通訳 6 名、翻訳確認 19 名
23	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	令和 5（2023）年度に全庁的な通訳サービスの需要調査を行い、令和 6（2024）年度より庁内の区民対応窓口各課を中心にタブレット端末等による通訳サービスを新たに 12 箇所追加配備した。 庁内総合計数：19 箇所 通訳サービス総利用実績：1,176 件 対応言語数：14 言語

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 6(2024)年度は映像通訳及び電話通訳サービス用のタブレットの増設を行った。(1 台→2 台) 相談件数全体としては昨年度と比べ減少傾向にあるが、電話による相談は増加している。	相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人住民の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。	
各種制度の改正や庁舎移転等を踏まえ、最新の情報に更新することでより正確な情報提供を行うことができた。	現行冊子は情報量が多く、閲覧者にとって必要な情報が埋もれている。入国したばかりの外国人住民にとってより分かりやすく、手に取りやすい冊子となるよう、令和 7(2025)年度は内容や形態の見直しを図る。	
庁内における、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対して協力員を活用し、庁内における多言語対応にスムーズかつ的確に対応することができた。	令和 7(2025)年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図る。	
多言語遠隔通訳サービスを拡充することにより、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。	文化・国際課で保有している貸出用タブレットについて広く周知し、庁内における通訳サービスの活用を促進していくとともに、各窓口での実態や課題把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
24	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の運営	せたがや国際交流センター	国際交流センターでは、外国人等の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施します。	「せたがや国際交流センター」（クロッシングせたがや）の運営を行った。主に、区内在住外国人の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内や多言語での行政情報、生活・文化情報の提供、区民参加型の国際交流イベントの実施などを行った。 令和6(2024)年度来館者数：4,927名 相談件数：190件
25	労働に関する情報提供	工業・建設業・雇用促進課	三茶おしごとカフェにおいて、外国人等が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。	電話による問合せは無かったが、東京圏雇用労働相談センターとの共催で外国人労働者向けのセミナー及び個別相談会を開催した。 セミナー参加者数：2名（うち1名が個別相談も行った） また、JICE・クロッシングせたがやと共催し、しごとのための日本語研修を2回開催した。 参加者数：各回とも8名
26	医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。	昨年度に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）による案内を行っている旨掲載した。 また、課で発行している「小児科診療所のご案内」について、英語版の原稿を作成し、要望があれば出力の上、対応できる状態とした。
27	外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人住民が働きやすい環境づくりについて検討します。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和7(2025)年2月12日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人職員同士の交流会を実施した。
28	外国人等に対する民間賃貸住宅の空き室情報の提供	居住支援課	区内に在住する外国人等に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。	「お部屋探しサポート」において、外国人住民3名の相談対応を行った。 うち2名はその後、他の不動産店で契約に至った（間接成約）。また、このうち1名については、お部屋探しサポートでも物件情報提供を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
国際交流センターを利用された外国人数が「日本語教室」などの効果もあわせて、昨年度の 2 倍を超える来館者数となった（目視による集計）。 令和 6 年度外国人来館者数：436 名 （令和 5 年度外国人来館者数：201 名 令和 4 年度外国人来館者数：103 名）	外国人の相談への対応力向上として相談機関の紹介に加え、相談機関と連携して課題解決に繋がる支援に努める。また、引き続き区内で活動する国際協力団体や大学との連携を上げ情報の収集に努める。	
セミナーは受講者の満足度が高く、有益な情報提供ができた。	外国人の方からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。セミナー及び研修は令和 7(2025)年度も開催予定。	
診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。	引き続き電話による医療情報サービス「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。 併せて英語版「小児科診療所のご案内」については、令和 7(2025)年度にパンフレット化を進め、保育課や健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。	
介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。 外国人職員交流会は、法人の枠を越えて外国人同士の交流を行い、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。	引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。	
「お部屋探しサポート」を通じて、空き室の情報提供など住まいに関する困り事の支援を行うことができた。	「お部屋探しサポート」において、令和 7(2025)年度より、新たに英語・中国語・韓国語版の事業ちらしの作成や通訳用タブレット・3 者間通話サービスの活用により、事業の周知や相談対応の強化を図る。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
29	居住支援協議会における入居支援策の検討	居住支援課	居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO 等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配慮者（外国人住民含む）及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。	「お部屋探しサポート」の令和5(2023)年度利用実績を分析し、居住支援協議会において意見交換や支援策について議論した。
30	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室と4校の指導支援校（小学校3校、中学校1校）の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。	相談件数 644 件 【通級指導】 中学校 4 校 38 回 【訪問面接】 小学校 39 校 計 111 回 中学校 13 校 計 33 回 【補習教室】 水曜 23 回/年 延べ 464 人 土曜 21 回/年 延べ 1071 人
31	外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 ・派遣実績 小学校 31 校延べ 97 回、中学校 15 校延べ 56 回
32	専門家相談会の実施	文化・国際課	外国人等のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談会を実施します。	外国人住民が無料で弁護士などの専門家に相談できる相談会を実施した。 実施日：令和6(2024)年7月20日 相談者数：13 名 相談件数：22 件
33	日本語以外を母語とする人々への資料提供等	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語（日本語以外）の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	日本語以外を母語とする方々が必要とする資料・情報の種類、および入手方法についての調査を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
居住支援協議会での意見交換等も踏まえ、引き続き「お部屋探しサポート」の実施により、外国人住民も含めた住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入居支援を進めることができた。	引き続き、「お部屋探しサポート」の利用実績を分析するなどし、居住支援協議会において必要な支援策を検討する。	
外国人児童・生徒数の増加により、相談件数や補習教室の在籍数も増加している。それに伴い、生徒一人一人への細やかな指導が困難となっているため、さらなる体制の強化が必要である。	年々利用者が増加している状況のため、令和8(2026)年度には相談室の地域展開を検討している。また、中学3年生に向けては、受験対策や進路相談を行っていくなど、より充実した支援体制づくりに努める。	
外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。	通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。	
在留資格や税金、保険・年金について等、外国人住民が日常的に抱えている悩みや相談について専門家が対応することにより、解決につなげることができた。 また、通訳が必要な相談者に対しては通訳ボランティアをつけることにより、言語面の不安を解消することができた。	令和7(2025)年度以降も引き続き実施し、外国人住民の相談機会の充実を図る。令和6(2024)年度の反省点を踏まえ、より良い運営体制を図っていく。	
英語以外の言語の資料の入手方法が課題である。ベトナム語・ネパール語など在住人口が多い一方、所蔵資料数が少ない言語への対応が特に求められている。	必要とされる資料・情報の種類についての調査を継続して行うとともに、所蔵数が少ない言語の資料数増加を検討する。	

基本方針１：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。参加者の意見・感想等を踏まえながら、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。

また、災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人等が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。	地域日本語教室や外国人学校等と協働し、防災教室及び初期消火訓練を開催した。 全3件（世田谷：1件、北沢：1件、烏山：1件）
35	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人等に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	【玉川総合支所】 外国語版の防災啓発用リーフレット（サザエさんマップ）を作成し、区施設や日本語学校等で配布した（約300冊）。
36	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報提供等、外国人等避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。	避難所運営マニュアル（ひな形）の見直しは行わなかったが、当該マニュアル（ひな形）を基に、地域・地区の実情に合わせて避難所ごとにマニュアルの整備を進めるとともにマニュアルを活用した訓練を実施した。
37	「災害時区民行動マニュアル」（マップ版）多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。	引き続き各窓口で多言語版マニュアルの配布を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。さらに、多言語版区民行動マニュアル（英語版、中国語版、韓国語版）を用いて、日本語の聞き取りが得意ではない外国人参加者も訓練内容が分かるように工夫することができた。	今後も地域日本語教室や外国人学校、文化・国際課と連携のもと、防災教室の周知を積極的に行っていく。	
【玉川総合支所】 外国語版のリーフレットを配布することで、防災訓練への参加を促すことができた。	留学生施設や日本語教室に対して防災教室や防災訓練の周知を積極的に行っていくとともに、外国人住民が参加する防災イベント等でも周知を図る。 また、地域の避難所訓練や地区防災訓練の機会を捉え、初期消火や地震時の避難を案内し周知を行っていく。	
左記を実施したことにより避難所運営における外国人等への配慮の理解促進に寄与した。	今後も必要に応じて避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営において外国人避難者に対する配慮が推進されるよう改善していく。	
各窓口で継続的に配布することで、外国人住民に対して防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルの情報を提供する機会を作ることができた。	各窓口での配布を継続し、外国人住民に対して地震対策の情報がわかりやすく伝わるよう努める。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
38	広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進めます。	多言語版避難場所案内シール作成、貼付作業委託事業を令和7(2025)年度当初予算に計上し、令和7(2025)年度に対応することとした。
39	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人等に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を20名指定。 エフエム世田谷の緊急放送時の運用や機材等について広報広聴課、災害対策課、国際化推進事業協力員とともに現地確認を行い、災害時の対応について共有を行った。また、震災訓練として、発災時に活用する各システム等について操作確認を行った。
40	「世田谷区防災ポータルサイト」による情報発信	災害対策課	令和5年9月に運用を開始した「世田谷区防災ポータルサイト」により、ウェブサイト上で災害時の避難情報や避難所の開設情報、日頃からの備えに役立つ避難所やハザードマップ等の情報を、多言語で発信します。	日本語を母語としない方向けに、防災ポータルサイト内に多言語への翻訳ボタンを追加した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
広域避難場所標識の多言語化にむけて予算化を進めたことで、災害等に対する備えの充実に寄与した。	多言語化できていない標識について、優先順位をつけて多言語化を進めていく。	
「外国人支援班活動マニュアル」や「総合防災システム」を用いて係内で災害時における連携体制や業務について確認することにより、災害時の役割の具体的なイメージを持つことができた。	引き続き関係所管と調整し、より具体的な運用の検討や職員向けのマニュアルの見直しなど、実効性のある体制づくりを行っていく。	
左記を実施することで、日本語を母語としない方へも、災害時の避難情報や避難所の開設情報、日頃からの備えに役立つ避難所やハザードマップ等の情報を発信することができた。	引き続き区啓発物等で防災ポータルを周知することで、より多くの方にサイトを利用いただけるよう努める。	

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

令和 6（2024）年 9 月に区ホームページがリニューアルしたことにより、従来の 3 言語から 131 言語への自動翻訳が可能となり、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりをすすめることができた。外国人住民向けページにおいては、相談窓口や日本語教室の案内など、外国人住民にとって必要性の高い情報提供を行っている。引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	デジタルブック（カタログポケット）による情報発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。	外国語の自動翻訳による閲覧数 104 件 ※対応は 10 言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）
42	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	広報広聴課	区のホームページにおいて、自動翻訳サービスによる多言語対応に努めます。	自動翻訳による閲覧数は 159,005 件。 ※対応は英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語等の計 131 か国語。令和 6(2024)年 9 月に実施した区ホームページのリニューアルにて自動翻訳可能な言語を拡大した。また、AI による自動翻訳を取り入れ、より正確な翻訳となるよう精度向上を図った。
43	外国人向けページの充実	関係各課 文化・国際課 広報広聴課	区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人等に向けたページの充実を図ります。	令和 6(2024)年 9 月の区ホームページのリニューアルにおいて、外国人住民向けページのデザイン・構成を一新するとともに、トップページやヘッダーに当該ページへのリンクを設置することで、よりわかりやすく辿り着きやすいページとなるよう構築した。
44	観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信	経済課	区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、韓国語）で発信します。	区内のおすすめスポット等、世田谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数（PV 数）：386,318 ページ

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1号あたりの外国語閲覧数平均は、令和5(2023)年度は2.4件(105件/43回)、令和6(2024)年度は2.5件(104件/41回)とほぼ横ばいであった。	引き続き、継続して配信する。	
自動翻訳による閲覧数は 令和2(2020)年度 119,304件 令和3(2021)年度 162,360件 令和4(2022)年度 145,011件 令和5(2023)年度 137,950件 令和6(2024)年度 159,005件 と推移している。近年、閲覧数が減少傾向にあったが、令和6(2024)年度は21,055件の増加がみられた。	引き続き、自動翻訳サービスの提供、訳質精度の向上に努める。	
外国人住民向けページにおいては、国・都及び関係機関の情報収集を適宜行い、積極的に「やさしい日本語」での発信を行うことで、外国人住民が最新の情報を得られるよう工夫をした。	今後も、外国人住民向けページでの「やさしい日本語」や多言語表記の活用を進め、外国人住民にとって必要性の高い情報について、迅速かつ的確な情報提供を行っていく。	
世田谷の魅力を多言語でPRすることができた。	引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
45	公衆無線LAN環境の整備拡充	政策企画課 DX推進担当課 災害対策課	区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線LANのアクセスポイントを拡充します。	新規整備箇所：本庁舎東・西棟及び新BOP・学童クラブ、一部区民センター・区民集会所など フリーWi-Fiの区内全域での統一的な配置を進めている。「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とした「世田谷区フリーWi-Fi整備計画」に基づき、新たに本庁舎東・西棟及び新BOP・学童クラブ、一部区民センター・区民集会所などへの配備を行った。
46	世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人等に向けて世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。	・区指定天然記念物と区指定無形民俗文化財に関する動画を制作した。 ・外国人等に向けた情報発信を進めるため、ウェブサイト上の機能で、英語、中国語、韓国語を選択し自動翻訳が可能となった。 ・デジタルミュージアム閲覧数 240,216件
47	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進（再掲）	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	令和5(2023)年度に全庁的な通訳サービスの需要調査を行い、令和6(2024)年度より庁内の区民対応窓口各課を中心にタブレット端末等による通訳サービスを新たに12箇所追加配備した。 庁内総合計数：19箇所 通訳サービス総利用実績：1,176件 対応言語数：14言語

実績に対する評価	今後の取組み	備考
世田谷区フリーWi-Fi 整備計画に基づいた各施設への整備を実施した。また、各施設の利用者ニーズに合わせたサービスへ切り替えることで、費用面においても適切な整備を進めることができた。	「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、未整備施設への Wi-Fi 環境の整備を進め、区民の利便性向上を図る。	
外国人等を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。	引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。	
多言語遠隔通訳サービスを拡充することにより、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。	文化・国際課で保有している貸出用タブレットについて広く周知し、庁内における通訳サービスの活用を促進していくとともに、各窓口での実態や課題把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。「せたがや国際メッセ」については、会場規模により前年度よりも少ない入場者数となったが、令和 7（2025）年度は会場拡大及びホストタウンコンサートの同時開催により参加者数の増加を目指す。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
48	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	令和 6(2024)年度は、上祖師谷地区会館の改修工事を受け、3 者共催での開催は中止し、規模を縮小して開催した。
49	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和 6(2024)年 10 月 19 日～20 日開催 来場者数：約 171,000 名
50	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	成城ホール及び成城ホール集会室にて、(公財) せたがや文化財団国際事業部 (せたがや国際交流センター) との共催で「第 8 回せたがや国際メッセ」を実施した。 実施日：令和 6(2024)年 11 月 30 日 来場者：約 1,000 名
51	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	成城ホール集会室にて、「第 8 回せたがや国際メッセ」の中で開催した。1 回 30 分、全 4 回実施。 実施日：令和 6(2024)年 11 月 30 日 参加者数 66 名
52	「やさしい日本語」でまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることで、できるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」 「日本語サポーター講座」受講者対象に実施。三軒茶屋の商店街と交流しながらまち散策を開催した（2 回実施：参加①43 名②50 名）。
53	外国人向け英語によるまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【多文化理解講座】 外国人のための“英語で野点”（参加 18 名）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数約 5,000 人が来場し、賑わいのあるイベントとなった。	今年度は、上祖師谷地区会館の改修工事が終了するため、3 者共催のトライアングルフェスタとして実施する予定。	
28 回目を迎えた令和 6(2024)年は、テンブル大学や日本大学と新たに連携し、会場を増やしてエリアを拡大した。ボランティアスタッフの募集も再開し、商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、通常開催が実現した昨年度と比較しても、さらに充実した内容のイベントとなった。	令和 7(2025)年 10 月 18 日（土）・19 日（日）開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和 7(2025)年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 6(2024)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	
日本語教室の外国人受講者と日本人サポーターが同じグループで行動することで、より活発に意見交換ができる交流イベントとなった。また、まち散策には地元の商店街にも協力いただき、参加者にとっては地域の魅力を発見する機会ともなった。	従来の世田谷の名所をツアーで巡る企画と併せて、地域の方々とも交流しながら散策できるように企画構成を工夫する。	
外国人対象の野点体験ワークショップを、瀬田四丁目旧小坂緑地内を会場に開催した。同企画では（一社）世田谷トラストまちづくり協力による旧小坂邸宅内の見学とガイドによる解説も行い、日本の伝統文化体験とあわせて歴史的建造物への理解を深める機会ともなった。	令和 7(2025)年度は、従来のまち歩き企画とあわせて、外国人対象に日本文化に親しめる事業を充実させる。外国人住民のニーズの把握に努め、幅広い世代の関心が集まる事業を検討する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
54	子ども企画の実施	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問（参加 20 名）。 ウィニペグ市中学生訪問団・日本文化体験プログラム「テーブル茶道ワークショップ」（受託）（参加 27 名）。
55	韓国語でおしゃべり	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月 2 回程度 延 22 回（参加者延 84 名）
56	多文化共生の地域机づくりに関する担い手の育成	せたがや国際交流センター	日本語学習支援ボランティアの養成講座や多文化理解講座などの実施により、多文化共生の意識づくりの担い手となる人材を育成し、外国人住民との交流や日本語学習の支援などに活かしていきます。	（再掲） 「日本語サポーター講座・初級」 （参加：前期 37 名 後期 42 名 第 3 期 46 名） 「日本語サポーター講座・中級編」（参加 60 名）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
小学校 5 ～ 6 年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者にとって食文化やダンスなど多文化体験から学べる貴重な機会となった。	子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合う機会を増やせるように計画を進める。	
韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などテーマに韓国語で会話して交流する。毎回 4～5 名程の参加者がより身近な感覚で韓国文化に触れることで多文化への理解と親近感を深める機会となった。	少人数で気軽に参加できる企画を希望する区民の声も見受けられるため、外国人住民のニーズにあわせた小規模でも充実した企画を、協力団体を募って連携することを検討し、交流の場の拡充を図る。	
(再掲) 日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2 期予定が各定員 40 名に対し 120 名以上が応募のため急遽第 3 期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座（1 回完結）も実施した。	(再掲) サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

令和 4（2022）年度に実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」では、約 25%の外国人住民が「町会・自治会を知らない」と回答している。外国人住民にも分かりやすいよう、「やさしい日本語」や多言語を活用し周知を図る必要がある。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がボランティアやイベント等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
57	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	地域行政課	外国人等にもわかりやすい「やさしい日本語」やルビ等を活用したチラシや多言語化したリーフレットを配布するなどして、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、外国人等の参加を促進します。また、町会・自治会に多文化共生の取り組みについて情報提供し、理解を深めていきます。	転入者等に、多言語版町会・自治会加入促進ちらしの印刷・配布を行った。
58	「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課 文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人等が参加するイベント等、多様な地域活動に対応できるよう、登録の促進を図ります。	登録者数 3,961 人（令和 7(2025)年 3 月末現在） 「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業の実施（登録者数 687 名、マッチング件数 45 件） ボランティア活動をしたい方、サポートを求めている方や団体を対象としたセミナーを実施
59	外国人ボランティアの活躍機会拡充	文化・国際課 せたがや国際交流センター	ボランティアを希望する外国人等が、身近なところから通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	・「Crossing Setagaya Newsletter」の翻訳（英語、中国語）：5 名 ・スフィーダ FC 異文化交流イベント（令和 6(2024)年 6 月 8 日開催）：留学生 2 名 ・English Table：留学生 14 名 ・外国人との意見交換会における通訳ボランティア：1 名
60	区内におけるイベントや地域活動等の情報提供	関係各課 文化・国際課	区内のイベントや地域活動などの一覧をホームページ等で掲載し、外国人等の参加促進を図ります。	—

実績に対する評価	今後の取組み	備考
町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したちらしを役立てている。	多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。	市民活動推進課から地域行政課に移管
「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。	「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を運用する社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携し、ボランティアセミナー等を開催することで、登録者の促進を図り、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。	
交流イベント等において外国人ボランティアを活用し、地域での活躍機会の提供を行うことができた。	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民を含めたボランティアが地域社会で継続して活躍できるよう、活用方法や機会提供の検討を行っている。	
—	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し、外国人住民が地域の情報を得て気軽に活動に参加できるよう検討を行っている。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【施策に対する評価と課題】

外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は回収率が低い傾向にあるため、回収率向上に向けた工夫を行っていく。意見交換会では、話し合いの意見を多文化共生リーフレットに反映させることにより、参加者の区政参画意識を醸成することができた。

引き続き、調査や交流イベント等を通して区政への参加を促進していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
61	各会議体やイベント等における外国人の意識の把握	関係各課 文化・国際課	区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組みます。	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会委員：1名 「せたがや会議～みんなで考える多文化共生のまち～」(外国人との意見交換会) 外国人参加者数：16名
62	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人等を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人等の声を区政に反映します。	調査票等について、日本語(ルビ付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者 (外国籍 158 人／対象数 5,000 人)
63	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人等の意見を区政に反映させるため、区内の外国人住民同士あるいは、区内の外国人住民と日本人住民による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。	「様々な言語・文化を持つ人々がともに暮らしていくために」をテーマに、多文化共生を分かりやすく伝えるためのリーフレット案を作るワークショップを行った。 実施日：令和 6(2024)年 12 月 14 日 参加者数：30 名(うち、外国人住民 16 名)
64	外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人住民の意見を聞くために、アンケート調査を実施します。	区内在住外国人 500 名を対象に、「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」を実施した。 回収数：54 件(回収率 10.8%)
65	日本人住民への意識調査	文化・国際課	日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。	「区政モニターアンケート調査」において、多文化共生に関する設問を行った。 有効回収数：177 名(区政モニター登録者数 192 名) 調査期間：令和 6(2024)年 10 月 30 日～11 月 13 日

実績に対する評価	今後の取組み	備考
会議体やイベントにおいて、区の施策等に対し、外国人住民の視点に立った様々な意見を聞くことができた。	引き続き、イベント等においてより多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組んでいく。	
地域別の人口・性別・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。	引き続き、外国人住民を調査対象者に含めて実施する。	
参加者にとって多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であり、参加者からは「とてもいい経験となった」「次回も参加したい」など満足の声を得ることができた。	令和 7(2025)年度も事業を継続し、より多くの外国人住民の参加を目指す。また、開催にあたっては、今後の区政に反映できるようなテーマ設定を検討する。	
「世田谷区第二次多文化共生プラン」に掲げる数値目標や日常生活について、外国人住民の意識を把握することができた。しかし、回収率は10.8%と低い状況にあるため、回収率向上に向けた工夫が必要である。	調査結果を参考に、外国人住民により効果的な取組みやその手法を検討し、実施に繋げていく。 また、回収率向上に向け、送付用封筒の色や礼状兼回答督促はがきの作成等の工夫を行う。	
これまで主に日本人住民を対象にした意識調査を実施していなかった中で、多文化共生についての質問を行うことにより区民の意識啓発を図るとともに、記述回答により様々な意見を伺うことができた。	令和 7(2025)年度も実施する予定。 これまで行ってきた外国人住民の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、区民の区政参画推進に繋がる取組みとして実施していく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

全6回の多文化理解講座の実施や多文化共生啓発リーフレットの作成等、様々な事業を通して多文化共生の意識啓発につなげることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が掲載されており親しみやすい内容となっているため、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や各イベント等を通して広く周知・啓発を行っていく。

今後も様々な機会を活用し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
66	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	・玉川にて講演と映画のつどいを実施した。（外部講師による「人の命を守る～気象・防災情報の見方で判断力を育てる～」をテーマに講演及び映画「生きる 大川小学校 津波裁判を闘った人たち」の上映会を行った。来場者数：274名（一般：168名、研修生：86名、その他来賓等：20名） ・区民まつり、梅まつりにブースを出展し、人権普及啓発を行った。
67	英語による絵本の読み聞かせ	せたがや国際交流センター	せたがや国際交流センターにて、来館する子どもたちに英語話者が絵本の読み聞かせをします。	国際交流センターの外国人スタッフによる多言語による絵本の読み聞かせ会を実施。 火曜日：中国語、水曜日：英語、木曜日：韓国語、金曜日：中国語、土曜日：英語 来館者からリクエストに合わせて随時実施する。※日曜日は「折り紙デコレーション」を実施。
68	子ども向け多文化理解イベントの実施（区立図書館）	中央図書館	日本語以外を母語とする子どもたちにも本に出会う機会を広げるとともに、多様な文化の交流の機会を設けるため「世界のことばで読み聞かせ」など多言語に関わるイベントを実施します。	多言語おはなし会「世界の言葉で読み聞かせ」の実施 計5回実施、102名参加
69	アメリカ選手団をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、多文化社会の理解・促進を図ります。	選手とのスケジュールが合わず、交流事業の実績なし。
70	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。	「第6回ホストタウンコンサート」にてゴスペルコンサートを実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
講演と映画のつどいでのアンケートでは、人権に関する理解や関心について、理解が深まったが86%であり、人権普及啓発に寄与した事業と言える。	令和 7(2025)年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。また、区民まつり、梅まつりも引き続き出展していく予定。	
国際交流センター来館者を対象にした外国人スタッフによる多言語による絵本会。曜日ごとにスタッフが対応。来館者のリクエストから絵本の読み聞かせを行う。特に週末に来館する親子の場合は、イベント参加を目的に訪れるケースも少なくはない。	日常的な活動からも多言語や多文化に接する機会を増やしていく。国際交流センター内での外国人スタッフによるイベント・プログラムの充実化を図る。また、館内展示でもイベントの補助や PR を行い連動することで協力団体との連携を図る。	
子どもたちが絵本を通じて、文化や言語の多様性について触れることができた。	地域図書館においても同様の取組みが実施できないか検討をする。	
選手のスケジュールによって実施できるかできないかが決まってくるため、事業実施の不安定さが課題となる。	令和 7 (2025)年度は、東京 2025 世界陸上開催に伴い、アメリカ陸上連盟が事前キャンプを行うことから、アメリカ選手との交流の機会を設けられるよう調整する。	
世田谷区民会館エントランスホールにてアメリカ発祥の音楽「ゴスペル」を開催。約 300 名の来場者が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた。	東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
71	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。	令和6(2024)年10月31日～11月6日開催（二子玉川） 参加者数 86,427名
72	にほんご交流会の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」(5回) 会場：テンブル大学 「にほんご交流会～く動く文化の魅力について話そう」(1回) 会場：日大文理学部 (1回) 実施。 (参加者合計：363名)
73	トライアングルフェスタの実施（再掲）	烏山総合支所 地域振興課 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	令和6(2024)年度は、上祖師谷地区会館の改修工事を受け、3者共催での開催は中止し、規模を縮小して開催した。
74	三茶 de 大道芸の実施（再掲）	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和6(2024)年10月19日～20日開催 来場者数：約171,000名
75	せたがや国際メッセの実施（再掲）	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	成城ホール及び成城ホール集会室にて、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催で「第8回せたがや国際メッセ」を実施した。 実施日：令和6(2024)年11月30日 来場者：約1,000名
76	English Table の実施（再掲）	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	成城ホール集会室にて、「第8回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 実施日：令和6(2024)年11月30日 参加者数66名
77	「やさしい日本語」でまち歩き（再掲）	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」 「日本語サポーター講座」受講者対象に実施。三軒茶屋の商店街と交流しながらまち散策を開催した（2回実施：参加①43名②50名）。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
雨天の影響で野外イベント・上映日が1日開催中止となってしまったため、令和5(2023)年度より参加者が減少している。	令和7(2025)年度も、(一社)キネコ・フィルムとの共催を予定している。	
各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的実施されるため、応募者も増加傾向にある。	テンプル大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文理学部との連携も実現した。日本人参加者は50代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10代～30代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。	
来場者数約5,000名が来場し、賑わいのあるイベントとなった。	今年度は、上祖師谷地区会館の改修工事が終了するため、3者共催のトライアングルフェスタとして実施する予定。	
28回目を迎えた令和6年度は、テンプル大学や日本大学と新たに連携し、会場を増やしてエリアを拡大した。ボランティアスタッフの募集も再開し、商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、通常開催が実現した昨年度と比較しても、さらに充実した内容のイベントとなった。	令和7(2025)年10月18日(土)・19日(日)開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和7(2025)年度も、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催を予定している。令和6(2024)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	
日本語教室の外国人と日本人サポーターが同じグループで行動することで、より活発に意見交換ができる交流イベントとなった。また、まち散策には地元の商店街にも協力いただき、参加者にとっては地域の魅力を発見する機会ともなった。	従来の世田谷の名所をツアーで巡る企画と併せて、地域の方々とともに交流しながら散策できるように企画構成を工夫する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
78	外国人向け英語によるまち歩き（再掲）	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【多文化理解講座】 外国人のための“英語で野点”（参加18名）
79	子ども企画の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問（参加20名）。 ウィニペグ市中学生訪問団・日本文化体験プログラム「テーブル茶道ワークショップ」（受託）（参加27名）。
80	韓国語でおしゃべり（再掲）	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月2回程度 延22回（参加者延84名）

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
81	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。	新規登録家庭数：15 家庭 利用実績：11 家庭 総登録家庭数：65 家庭
82	観光ボランティアガイド事業の実施	経済課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドによるガイドを実施します。	6 月に豪徳寺における外国人観光客向けの観光ボランティアガイドを実施 利用者数：83 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
外国人対象の野点体験ワークショップを、瀬田四丁目旧小坂緑地内を会場に開催した。同企画では(一社)世田谷トラストまちづくり協力による旧小坂邸宅内の見学とガイドによる解説も行い、日本の伝統文化体験とあわせて歴史的建造物への理解を深める機会ともなった。	引き続き事業を実施するとともに、より幅広く参加が可能となるよう、応募要件等について検討していく。	
小学校 5～6 年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者にとって食文化やダンスなど多文化体験から学べる貴重な機会となった。	子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合う機会を増やせるように計画を進める。	
韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などテーマに韓国語で会話して交流する。毎回 4～5 名程の参加者がより身近な感覚で韓国文化に触れることで多文化への理解と親近感を深める機会となった。	少人数で気軽に参加できる企画を希望する区民の声も見受けられるため、外国人のニーズにあわせた小規模でも充実した企画を、協力団体を募って連携することを検討し、交流の場の拡充を図る。	

②ボランティア

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナウイルス感染症の影響により休止して以降、初めて登録家庭の利用を再開することができた。	令和 7 (2025) 年度も引き続き登録申請を受け付け、姉妹都市等との交流事業の折には活用していく。	
区内スポットの魅力を外国人観光客へ PR することができた。	引き続き、区内スポットの魅力を外国人観光客へ発信していく。	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	多文化理解講座の実施	せたがや国際交流センター	主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。	【多文化理解講座】 「イスラム文化に触れてみよう～東京ジャーミイを訪ねる」（参加 48 名） 「やさしい日本語で伝えよう」（参加 64 名） 「オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区姉妹都市提携 40 周年記念 オーストリアワインの魅力」（参加 40 名）
84	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座の案内や受講料の一部を助成する「職員自主研修助成」を案内した。 語学講座数：48 講座 受講者：0 名 自主研修助成：0 名 また、職員自身による自己啓発の支援として、自己啓発 Web システムを導入し、自己研鑽の機会を拡充した。 語学系コンテンツ数：31 種 視聴人数：9 名 ※令和 7 年度からは語学系のコンテンツを視聴した人数を集計している。
85	職員向け人権研修の実施	研修担当課 人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。	採用 1 年目、技能 1 年目職員対象人権研修：307 名 常勤職員対象人権研修：747 名 会計年度任用職員対象人権研修：393 名
86	多文化共生啓発リーフレットの作成・配布	文化・国際課	区の多文化共生について紹介した啓発リーフレットを作成し、配布を行います。	No63「外国人との意見交換会」での意見をもとに、多文化共生啓発リーフレットを作成した。 公開先：区ホームページ、せたがや国際交流センターホームページ
87	教育総合センターにおける英語教室の実施（小学生以上対象）～国際理解教育事業	事業推進担当課	小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。	テンプル大学との連携により、英語体験講座を小学生クラス 9 回（参加者数延べ 165 名）、中学生クラス 9 回（参加者数延べ 64 名）、高校生以上クラス 10 回（参加者数延べ 175 名）実施した。
88	教育総合センターにおける英語教室の実施（乳幼児対象）～国際理解教育事業	事業推進担当課	外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。	英語体験講座を 0 歳～2 歳の親子を対象に 11 回（参加組数延べ 216 組）、3 歳～5 歳の親子を対象に 11 回（参加組数延べ 212 組）実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
【多文化理解講座】は、様々な題材、形式で実施することで、幅広い世代の区民に多文化共生の意識を啓発し、同時に外国人住民との交流の機会も多く設けることができた。	在住外国人対象に日本文化に触れる体験型ワークショップの講座数を増やしていく。また「やさしい日本語講座」も年2回実施や関連企画でパネル展も開催するなど、やさしい日本語の推奨による多文化共生への理解を深めていく。	
通信教育の受講者はいなかったが、自己啓発Web システムを活用して、語学を学ぶ機会を提供することができた。	引き続き、職員自らが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、時代に合わせた自己研鑽の機会を提供する。	
人権について最新の正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。	採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。	
意見交換会において、各グループで考えてもらった「多文化共生のキャッチコピー」や「外国人住民も住みやすい町にするためにはどうすればいいか」等の意見をリーフレットに掲載することにより、参加者にとっては、自分たちの意見が区政に反映されたことを感じることもできる機会となった。	令和 6(2024)年度で作成したリーフレットデザインをもとに令和 7(2025)年度は多言語化及び印刷を行い、せたがや国際交流センターやイベント等で広く周知を行っていく。	
テンプル大学の講師と大学生による英語でのアクティビティを通して、楽しみながら英語や文化について理解を深める機会を提供することができた。	小学生クラスで定員を超える応募があるため、実施回数を増やすとともに、引き続き様々なテーマで英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを提供する。	教育研究・ICT 推進課から事業推進担当課へ組織改正
外国人講師による歌や工作、手遊びなどの親子参加型のプログラムにより、遊び感覚で英語を楽しむ機会を提供することができた。	読み聞かせや身近なものを使った工作など、引き続き乳幼児が親子で楽しく英語に触れる体験ができるプログラムを提供する。	教育研究・ICT 推進課から事業推進担当課へ組織改正

	項目	所管課	内容	実績・数値等
89	人権に関する意識の啓発	文化・国際課 人権・男女共同参画課 せたがや国際交流センター	個人を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。	【多文化理解講座】 「難民映画祭パートナーズ上映会」 (来場者：119名)。 上映作品「戦火のランナー」「私は歌う～アフガン女性たちの戦い」。
90	日本語以外を母語とする人々への資料提供等(再掲)	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語(日本語以外)の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	日本語以外を母語とする方々が必要とする資料・情報の種類、および入手方法についての調査を行った。
91	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発(再掲)	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン(情報のユニバーサルデザインガイドライン)の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和7(2025)年2月28日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
92	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施(再掲)	文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和7(2025)年1月14日 受講者数：59名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
世界難民の日に合わせて国連 UNHCR 協会との関連事業「難民映画祭パートナーズ上映会」を実施した（6月21日）。2本のドキュメンタリー作品の上映を通じて、世界における難民問題の現状を知って、自身でも考える機会とした。	引き続き、世界難民の日に合わせて国連 UNHCR 協会との関連事業「難民映画祭パートナーズ上映会」を実施。広報について Web の活用や広報媒体による告知も検討して、幅広い年齢層への周知を目指していく。	
英語以外の言語の資料の入手方法が課題である。ベトナム語・ネパール語など在住人口が多い一方、所蔵資料数が少ない言語への対応が特に求められている。	必要とされる資料・情報の種類についての調査を継続して行うとともに、所蔵数が少ない言語の資料数増加を検討する。	
庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知することができ、庁内での外国人住民対応能力の向上に寄与することができた。	令和7年度も引き続き講座を実施する。参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と課題】

計 46 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。

引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
93	海外派遣等を通じた国際交流事業の実施	文化・国際課、教育指導課	児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考えに基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取り組みます。	【小学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和 6 年 10 月 31 日～8 日（9 日間） 児童 16 名、引率 4 名 オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区派遣 令和 6 年 10 月 19 日～26 日（8 日間） 児童 16 名、引率 4 名 【中学生派遣・受入】 カナダ・ウィニペグ市派遣・受入 派遣：令和 6 年 9 月 12～22 日（派遣：生徒 14 名・引率 4 名） 受入：令和 7 年 1 月 27 日～2 月 8 日（受入：生徒 13 名・引率 3 名）
94	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。	より多くの児童・生徒が国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、国内において国内留学プログラム助成、小学校英語体験出張教室、オンライン海外交流プログラム等の事業を実施するほか新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた姉妹都市交流を再開した。
95	小学校「外国語活動」の充実	教育指導課	小学校低学年に外国語活動の時間を設定し、ALT（外国語指導助手）を派遣することで外国語に親しむ機会を増やします。	小学校 61 校にて実施した。
96	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。	小学校に A L T 及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業 A L T と外国語授業以外 A L T を配置した。
97	多文化共生事例の紹介	教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、各校に共有し、多文化共生の意識の醸成を図ります。	各学校が独自につながりのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして出前授業や学校紹介等、多文化共生の意識づくりに資する国際交流活動に取り組んだ。
98	多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施	事業推進担当課	区教育委員会では、人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教育研修において、人権教育研修を実施します。	区立幼稚園、小・中学校（全 98 園・校）の教員を対象に人権教育研修を実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた姉妹都市交流事業において、直接（対面）交流を全面的に再開することができた。	児童・生徒の海外派遣を実施しつつ、引き続き検討を進める。	
国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童・生徒に提供することができた。	異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、姉妹都市以外の国や地域との交流についての研究も進めながら、児童・生徒の海外交流派遣事業の在り方について検討する。	
令和2(2020)年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入についてはALTを配置することで引き続き対応することができた。	小学校教員への英語研修の実施や、小学校ALT・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。	
英語を話す機会を増やすことにより、多様な手法で実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。	よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、ALT・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。	
多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋がった。	引き続き、取り組んでいく。	
人権課題の重点である「外国人」をはじめ、「子供」「障害者」「性自認」「性的指向」についての理解を深め、各園・学校で計画的な指導を実践することができた。	引き続き、教職員に向けた人権教育研修を実施していく。	教育研究・ICT推進課から教育指導課及び事業推進担当課に移管

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

国際平和交流基金助成による支援団体は前年度よりも増加した。募集にあたっては、オンライン受付も可能とし、手軽に申込が行えるよう工夫を行った。引き続き、申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
99	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な活動団体の、多文化共生や国際協力等を目的とした活動を支援します。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：3 団体 助成金額合計：55 万円 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) バンバリー市マラソン派遣助成 コロナ禍以降、マラソン派遣助成を休止し、令和 3(2021)年度からは手法の見直し等によりオンラインで実施をした（参加者数 5 名）。
100	国際活動団体への支援	せたがや国際交流センター	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。	館内展示「世田谷区の国際協力団体紹介パネル展」「子ども大使のアンゴラ共和国大使館訪問」「せたがや国際交流センター5 年のあゆみ」 「国際交流 in セタガヤ 2024」(5 月 11 日 参加者：194 名)

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立ては 0 件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知について検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
101	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応	文化・国際課 人権・男女共同参画課	条例に基づき、男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。	区長への申立て件数：0 件 (うち苦情処理委員会への諮問件数 0 件)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
(1) 前年度より申請団体数が増加したものの、依然としてコロナ禍以降、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。 (2) オンライン実施を4年間継続したことによる一定の実績が積み上がりつつある。	(1) 助成団体についての適格な審査を行い、有用な助成金の執行に努めるとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。 (2) 各国の往来が規制緩和されたことから、次年度以降の派遣助成事業再開の検討を進めていく。	
世田谷区内で活動する国際協力団体(17 団体)の取り組みをパネルで紹介する館内展示を実施した。同展示は8月の「ふるさと区民まつり」でも国際事業部ブース内で紹介した。 海外の人々の交流を目的とする「国際交流 in せたがや 2024」を、世田谷海外研修者の会と共催で実施。	引き続き区内の国際活動団体の連携に努め、交流の場としても区民と団体が繋がる機会を設けることで、多文化共生の推進と世田谷の団体活動の活性化を図る。	

実績に対する評価	今後の取組み	備考
申立て案件はなかったが、委員会のあり方について、引き続き議論を深める必要がある。	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、区民がより利用しやすい制度となるよう、引き続き、検討する。	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧

	出版物名	使用言語	内容	担部署名
1	特別区民税・都民税納税通知書について	英語、日本語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 韓国語、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	世田谷区全図/災害時区民行動マニュアル	英語、中国語、韓国語、日本語	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
4	ライフ・イン・セタガヤ	英語、中国語、韓国語、日本語	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
5	外国人のための日本語教室	英語、中国語、韓国語、日本語	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・韓国語は HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
6	Crossing Setagaya Newsletter	やさしい日本語、英語、中国語	行政情報や区内のイベント・講座等についての情報を発信。月 1 回発行。	(公財) せたがや文化財団 (せたがや国際交流センター)
7	世田谷区のあらまし SETAGAYA CITY OUTLINE	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひとりで悩んでいませんか	英語、中国語、韓国語、日本語	DV（ドメスティック・バイオレンス）及びDV防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
9	資源とごみの分け方・出し方	英語、中国語、韓国語、日本語	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイクル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、中国語、韓国語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき（簡易版）	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きをされた方へ	英語、中国語、韓国語、日本語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・納付猶予/学生納付特例の申請について	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語、日本語	外国人住民向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人住民向け国民年金制度の案内。 ※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ （新 BOP 学童クラブ児童募集案内）	英語、日本語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課
16	ひととき保育	英語、日本語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課

17	弦巻児童館案内ポスター	英語、日本語	地域に住んでいる外国人住民向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館
18	上北沢児童館案内チラシ	英語、日本語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児 童課 上北沢児童館
19	代田児童館 大人利用者カード	英語、日本語	日本語が話せない外国人住民でも利用できるよう、英語表記の大人利用者カードを作成。	子ども・若者部 児童課 代田児童館
20	保育園のしおり	英語、日本語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
21	保育のごあんない	英語、日本語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
22	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、日本語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：（公財）母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
23	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語、日本語	乳幼児健康診断および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
24	区立図書館利用案内	英語、日本語	区立図書館の利用方法等を説明したチラシ。	教育政策・生涯学習 部 中央図書館
25	Setagaya Guide Book	英語、日本語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	（公財）世田谷区 産業振興公社
26	同性パートナーシップ宣誓について	英語、日本語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
27	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
28	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語、韓国語、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課
29	せたがやふるさと区民まつりパンフレット	英語、日本語	区民まつり当日に会場内で希望者へ配布するパンフレット。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
30	二十歳のつどい案内状	日本語、英語	二十歳のつどい（成人式）の対象者あてに発送する案内状。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
31	野毛大塚古墳パンフレット	日本語、英語	玉川野毛町公園内にある野毛大塚古墳について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生 涯学習課
32	旧清水家住宅書院パンフレット	日本語、英語	二子玉川公園内にある旧清水家住宅書院について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生 涯学習課

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見

(令和7年(2025年)7月8日 部会開催)

調整中

＜参考＞世田谷区民意識調査 2025

調整中

<参考>世田谷区における外国人区民へのアンケート調査報告書

調整中

＜参考＞

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査
報 告 書（概要版）

令和4（2022）年12月
世 田 谷 区

I-3. 回収数・回収率

回収数・回収率などは以下の通りであった。

■ 全体配布数・回収数・回収率

	全 体	男 性	女 性	その他	性別記入なし
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

■ 地域別配布数・回収数・回収率

	(n) 割合 (%)	①世田谷	②北沢	③玉川	④砧	⑤烏山
配布数	1,965	523	424	521	289	243
(%)	100	26.6	21.6	26.5	14.7	12.4
回収数	189	43	33	67	28	18
(%)	100	22.8	17.5	35.4	14.8	9.5
調査票言語 日本語	86	18	15	30	12	11
英 語	57	13	12	19	8	5
中国語簡体字	19	6	1	7	5	0
中国語繁体字	8	2	1	3	1	1
ハングル	5	1	1	2	0	1
回収率 (%)	-	8.2	7.8	12.9	9.7	7.4

※回収数 199 及び調査票言語日本語数 2,000 には地域不明 10 を含めている。

I-4. 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

- 調査対象者（母集団N = 2,000）に対し、199 件の回答を得た。（n = 199）
表及びグラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数として示す。
- 「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。
そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 各設問において回答が無かったものは「無回答」として、「n」に含めず、表外に数値として表記している（単純集計のみ）。なお、3つ以内に○を付ける設問で、4つ以上に○を付けて回答するなど、回答方法に誤りがある場合は「無効回答」とし、「無回答」に含めることとする。
- グラフ内割合表記において、全ての値について表記することを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%など）が一部ある。
- クロス集計における「n」は、その設問における分析項目の無回答者数を含むため、内訳合計に一致しないことがある。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数が 10 未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて、回答件数の合計は「n」を超え、また回答比率の合計は100.0%を超えた表記となっている。

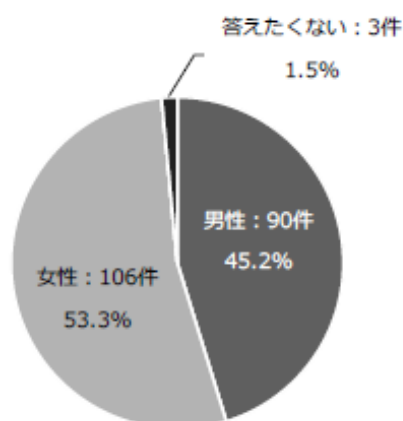
Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1. あなた（回答者）について

（１）性 別

【F 1. あなたの性別はどれですか（１つに○。）】

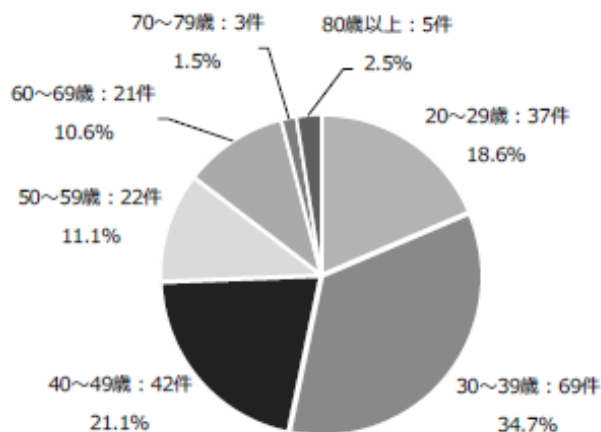
性別（n=199）無回答0



（２）年 齢

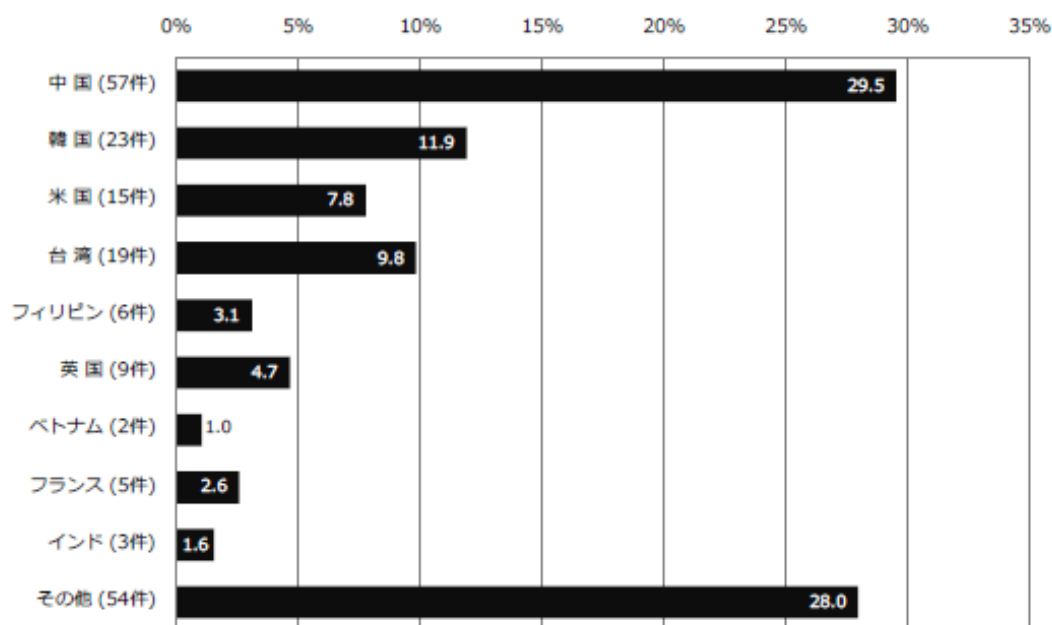
【F 2. あなたの年齢はどれですか（１つに○。）】

年齢（n=199）無回答0



（３）国籍・地域 【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

国籍・地域（n=193）無回答6



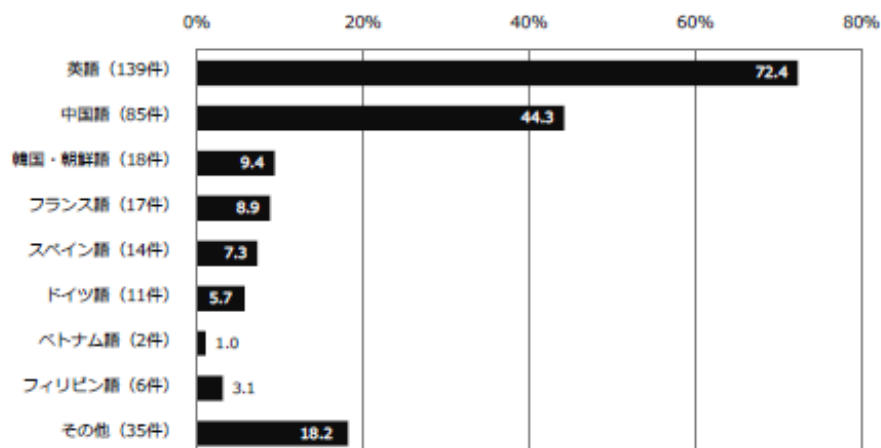
※朝鮮とネパールは0件のため表示しておりません。

「中国」が57件・29.5%で最も多く、「韓国」が23件・11.9%、「台湾」が19件・9.8%、「米国」が15件・7.8%、「英国」が9件・4.7%、「フィリピン」が6件・3.1%と続いている。

Ⅱ-2. ことばについて

(1) 自由に使えることば 【Q 1. 日本語以外のことばのうち、自由に使えることばは何ですか（あてはまるもの全てに○）。】

自由に使えることば (n=192) 無回答7 ※累計 (n) : 327 / 累計 (%) : 170.3

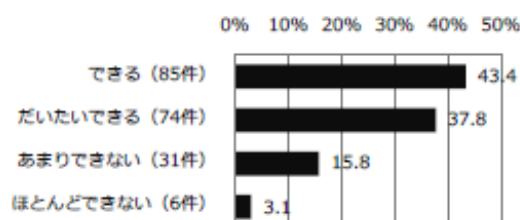


日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。「その他」の記述回答には「広東語」4件・2.1%、「ロシア語」4件・2.1%があった。

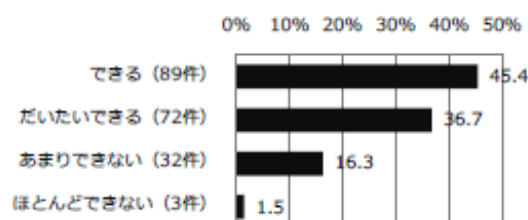
(2) 日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル

【Q 2. あなたはどれくらい日本語ができますか（1つに○）。】

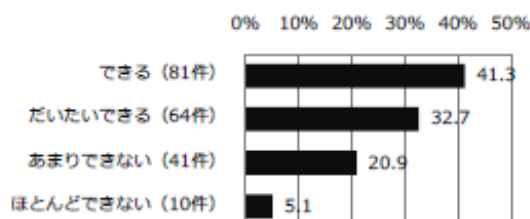
話すこと (n=196) 無回答3



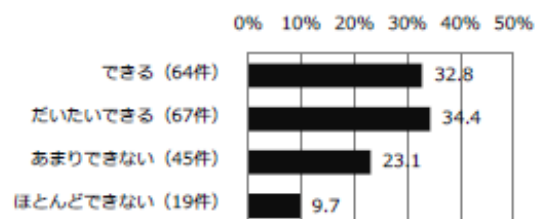
聞くこと (n=196) 無回答3



読むこと (n=196) 無回答3



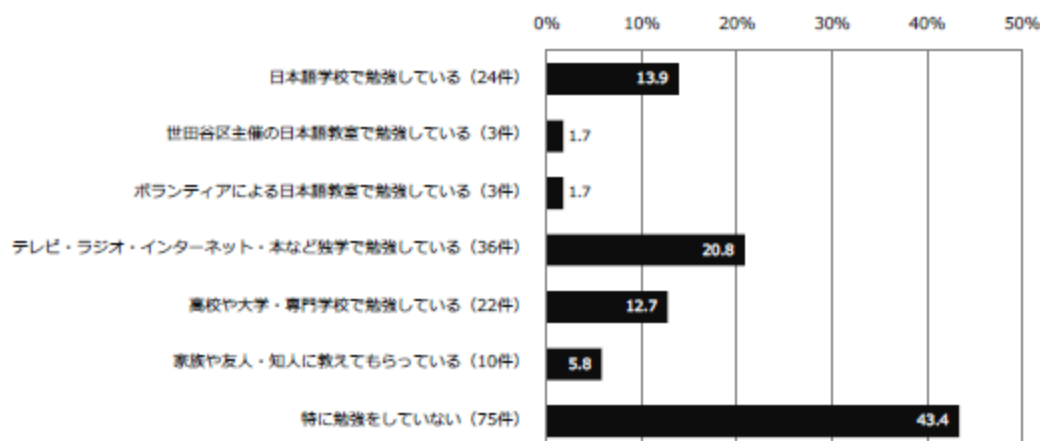
書くこと (n=195) 無回答4



日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「話す」「聞く」「読む」で「できる」が最も多く、「書く」では「だいたいできる」が最も多かった。「できる」と「だいたいできる」の合算でみると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

(3) 日本語の勉強 【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか
(主なものを1つに○)。】

日本語の勉強の方法や場所 (n=173) 無回答26



日本語の勉強の方法や場所については、「特に勉強をしていない」が75件・43.4%と半数近くを占めた。「特に勉強をしていない」を除くと、「テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している」が36件・20.8%と最も多く、次いで「日本語学校で勉強している」が24件・13.9%、「高校や大学・専門学校で勉強している」が22件・12.7%、「家族や友人・知人に教えてもらっている」が10件・5.8%と続いている。

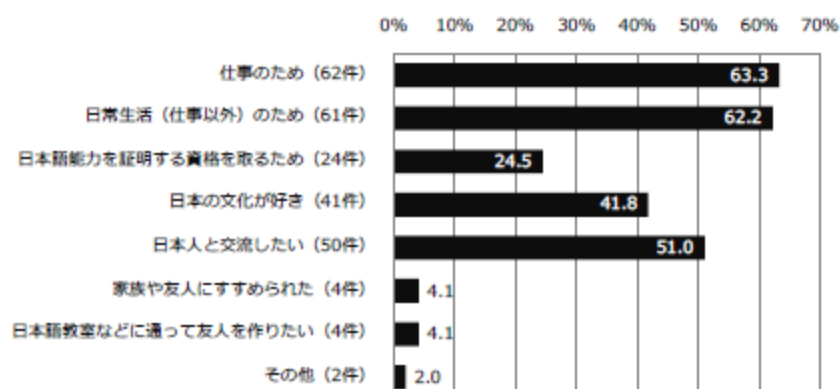
(4) 日本語を勉強する目的・理由

【Q 3. (A) あなたが日本語を勉強している目的・理由は何ですか (あてはまるものを全てに○)。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」以外の回答をした 98 件について

日本語を勉強する目的・理由 (n=98) 無回答0

※累計 (n) : 248 / 累計 (%) : 253.1



日本語を勉強する目的・理由では、「仕事のため」62件・63.3%、「日常生活 (仕事以外) のため」61件・62.2%、「日本人と交流したい」50件・51.0%の順で割合が高かった。

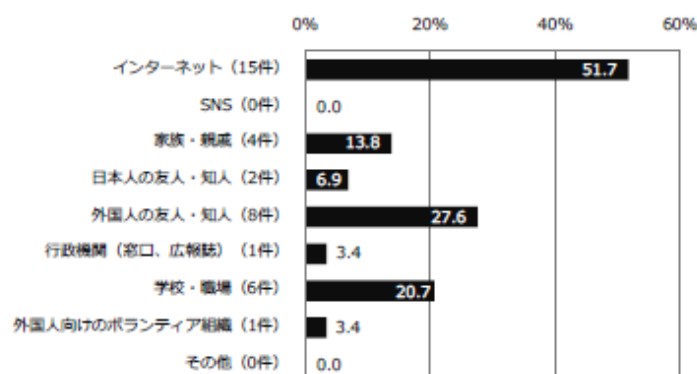
(5) 日本語教室や日本語学校の探し方

【Q 3. (B) あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか (あてはまるもの全てに○)】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「日本語学校で勉強している」「世田谷区主催の日本語教室で勉強している」「ボランティアによる日本語教室で勉強している」と回答した 30 件について

日本語教室や日本語学校の探し方 (n=29) 無回答1

※累計 (n) : 37 / 累計 (%) : 127.6



日本語教室や日本語学校の探し方では、「インターネット」が5割以上を占め、「外国人の友人・知人」27.6%、「学校・職場」20.7%、「家族・親戚」13.8%と続いている。

(6) 日本語の勉強意欲

【Q 3. (C) 今後、日本語を勉強したいですか。】

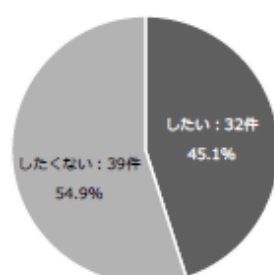
【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

(7) 日本語の勉強をしない理由

【Q 3. (D) 日本語の勉強をしていないのはなぜですか (主なものを3つ以内に○)】

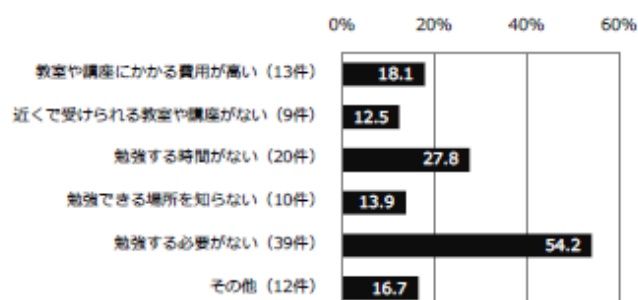
【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

日本語の勉強意欲 (n=71) 無回答 4



日本語の勉強をしない理由 (n=72) 無回答3

※累計 (n) : 103 / 累計 (%) : 143.1

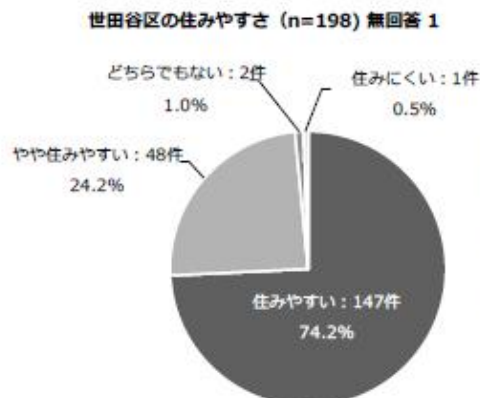


日本語の勉強意欲では、「したくない」が「したい」を上回っているものの、45.1%が「したい」と回答している。

勉強しない理由では、「勉強する必要がある」が54.2%で最も高く、「勉強する時間がない」27.8%、「教室や講座にかかる費用が高い」18.1%と続いている。

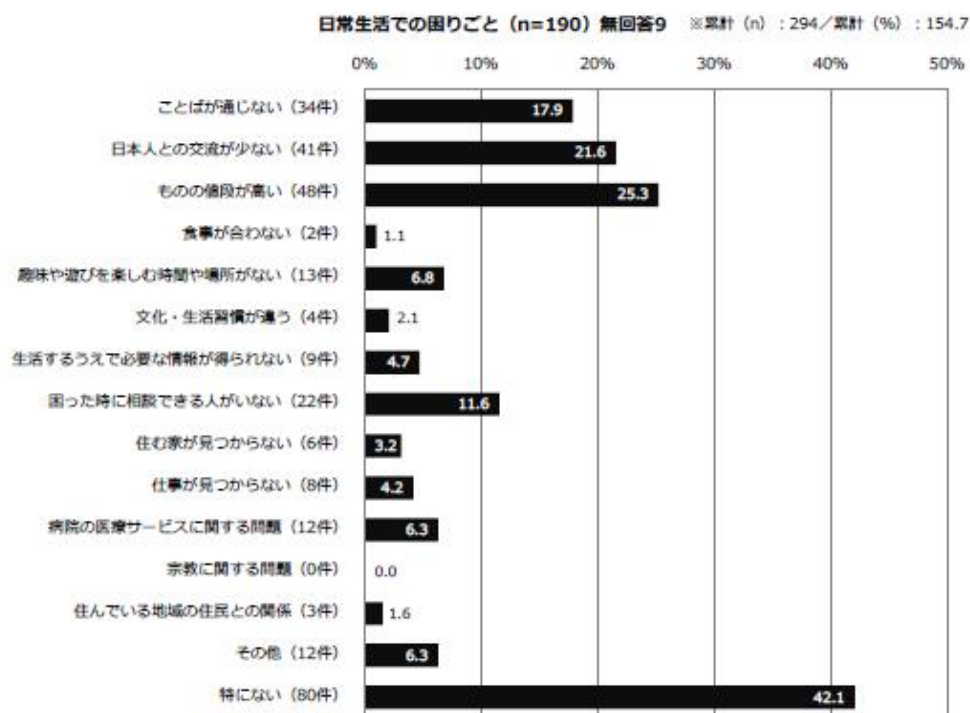
Ⅱ-3. 日常生活について

(1) 世田谷区の住みやすさ 【Q 5. あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか（あてはまるもの1つに○）。】



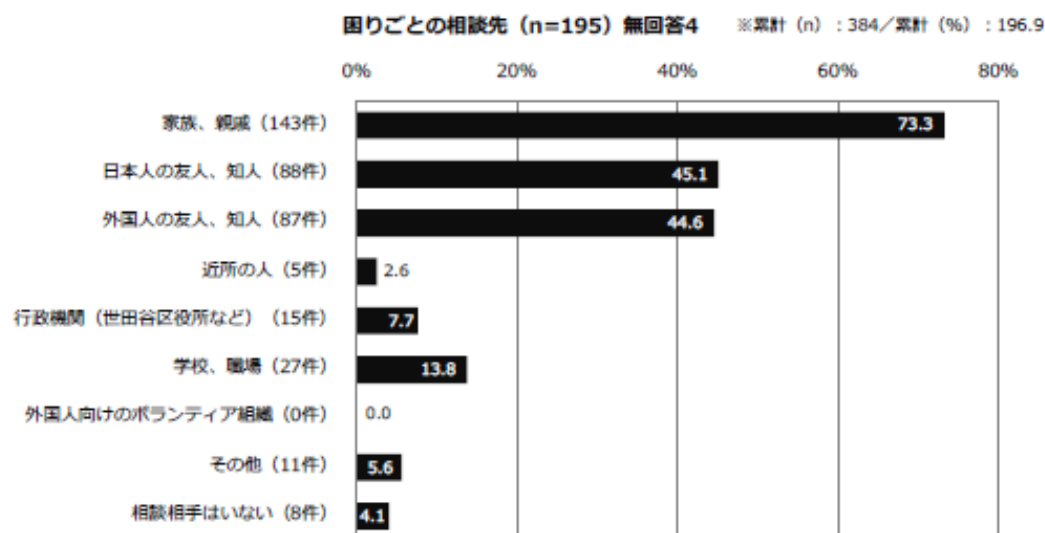
世田谷区の住みやすさでは、「住みやすい」が147件・74.2%と7割以上が住みやすいと回答しており、「やや住みやすい」の24.2%を合わせると98.4%と高い割合で住みやすさを感じている。「どちらでもない」が2件・1.0%、「住みにくい」はわずか1件・0.5%であった。「やや住みにくい」と回答した人は見られなかった。

(2) 日常生活での困りごと 【Q 6. 日常生活で困っていることはありますか（主なもの3つ以内に○）。】



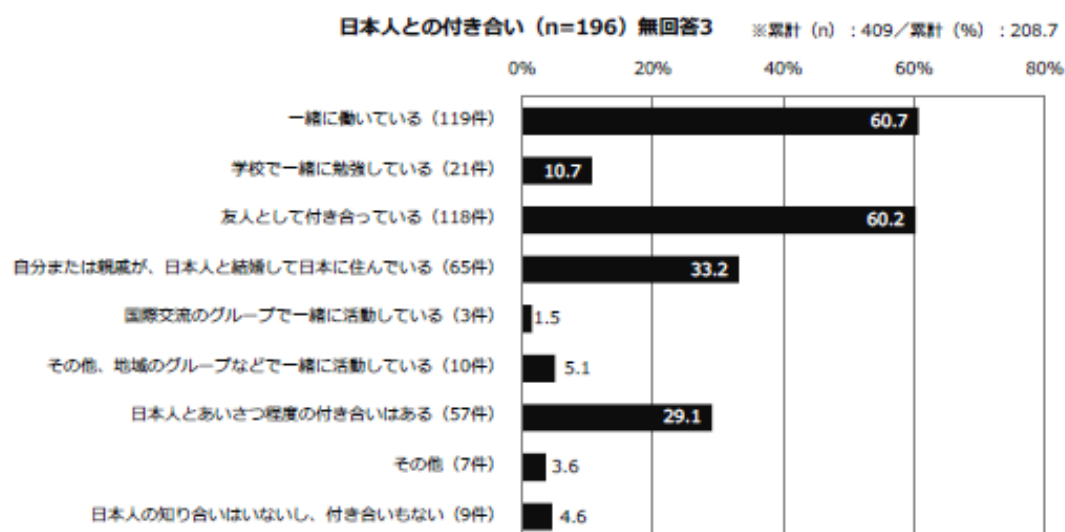
日常生活での困りごとでは、「特になし」が80件・42.1%と最も多かった。困っている内容で最も多かったのが、「ものの値段が高い」の48件・25.3%であった。次いで「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%と続いている。

(9) 困りごとの相談先 【Q 13. あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか
(主なものを3つ以内に○)】



困りごとの相談先では、「家族、親戚」が143件・73.3%で最も多く、「日本人の友人、知人」が88件・45.1%、「外国人の友人、知人」が87件・44.6%と続いている。

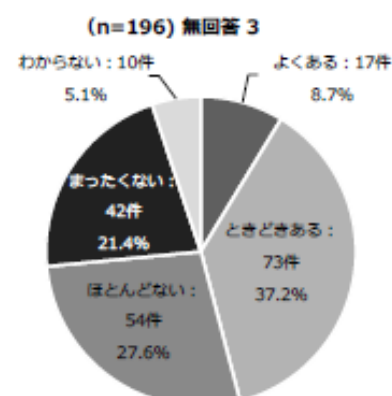
(10) 日本人との付き合い 【Q 14. あなたは日常生活で日本人との付き合いがありますか
(あてはまるものを全てに○)】



日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合っている」が118件・60.2%、「自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる」が65件・33.2%、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある」が57件・29.1%の順で多かった。

(11) 偏見や差別 【Q 15. あなたは普段の生活の中で、「外国人」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか（1つに○。）】

日本人から偏見や差別を感じたこと



日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、「よくある」が17件・8.7%であった。「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」の合算は144件・73.5%であった。

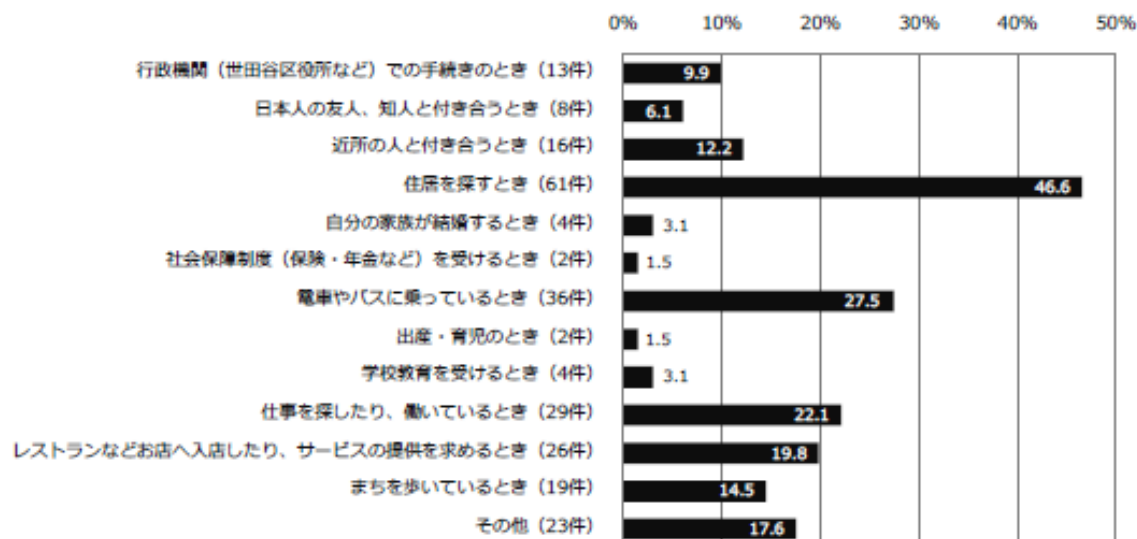
(12) どのようなときに、偏見や差別を感じたか

【Q 15. (A) どのようなときに、偏見や差別を感じましたか（主なものを3つ以内に○。）】

【Q 15.で「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」と回答した 144 件について】

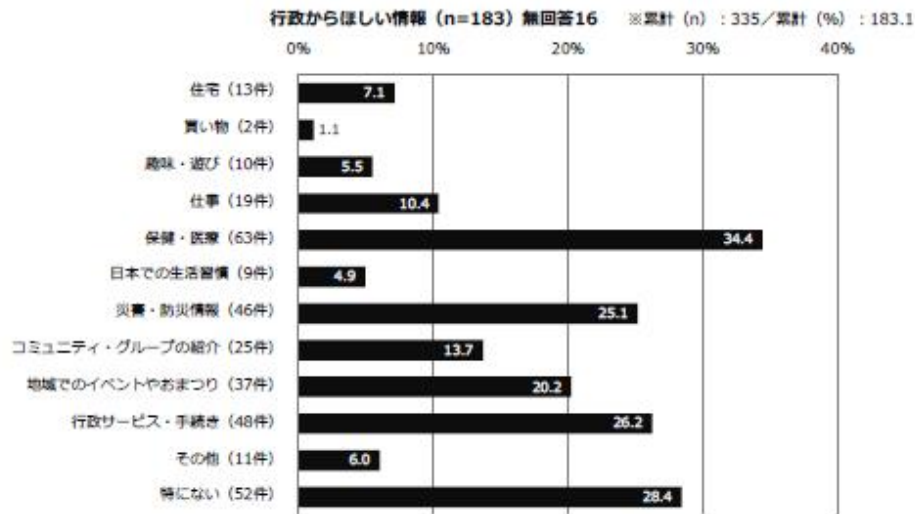
どのようなときに、偏見や差別を感じたか (n=131) 無回答13

※累計 (n) : 243 / 累計 (%) : 185.5



どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

(15) 行政からほしい情報【Q 17. 行政からほしい情報はどのようなものですか（主なもの3つ以内に○をつけ、具体的な内容をかつこの中に書いてください）。】



行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が37件・20.2%と続いている。

■『行政からほしい情報』で記述回答のあった主な内容（抜粋）

<住宅>

- ・外国人に住宅や賃貸の相談や支援を提供できる専門部署があることを希望
- ・外国人が住める物件情報の提供
- ・区が運営する住宅を積極的に発信して欲しい

<買い物>

- ・フリマ情報
- ・ベトナムスーパー、調味料店

<趣味・遊び>

- ・（無料）英語での世田谷での活動
- ・外国人向けレクリエーション
- ・コミュニティのための活動

<仕事>

- ・外国籍でも安心して働ける場の情報の提供
- ・日本語を使う外国人向けの仕事
- ・日本の伝統的なものを勉強できる場所

<保健・医療>

- ・外国語で利用できる病院（29件）
- ・インターネットおよび英語による予約または医療処置に関する書面による情報
- ・介護保険や健康保険でつかえるサービス

<日本での生活習慣>

- ・如何にもっとうまく日本の社会に溶け込むことができるか？
- ・イベント
- ・日本の歴史、文化の勉強会など

<災害・防災情報>

- ・英語での情報提供（4件）
- ・緊急時の英語での対応（2件）
- ・外国語でのサービス提供（3件）

<コミュニティ・グループの紹介>

- ・外国人コミュニティや外国に関心があるグループなど（2件）
- ・日本人との交流、または社会人サークル情報

<地域でのイベントやおまつり>

- ・開催場所と日時（4件）
- ・英語の情報
- ・イベント情報（2件）

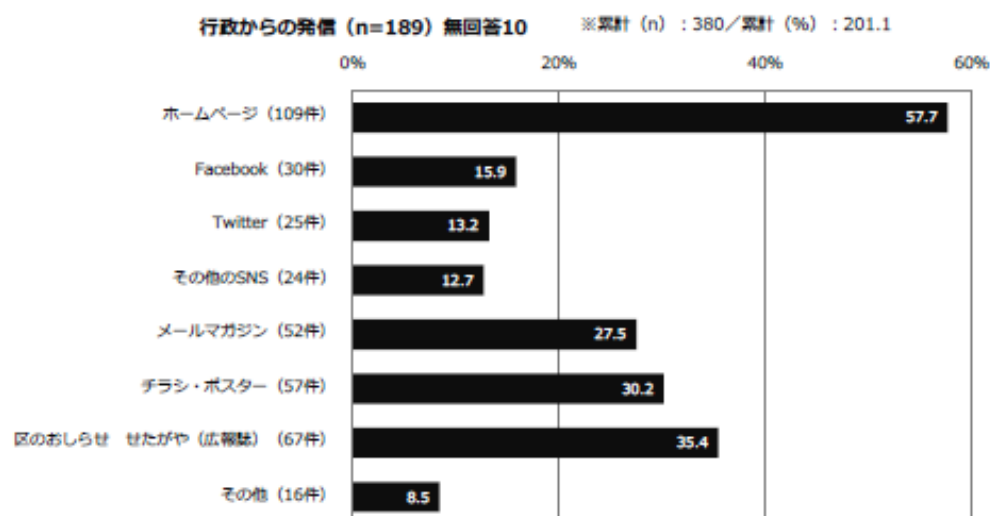
<行政サービス・手続き>

- ・多言語対応
- ・日本語以外のもっと詳細な情報
- ・外国語を使用できるところ（2件）
- ・年金（2件）、社会保険

<その他>

- ・外国人として知らない可能性がある日本の常識
- ・外国人の親のために外国語が可能な学校/幼稚園
- ・保育園のオプション
- ・税金、海外からの入金、投資など
- ・退職/年金（国民年金、私学共済）民間保険/年金

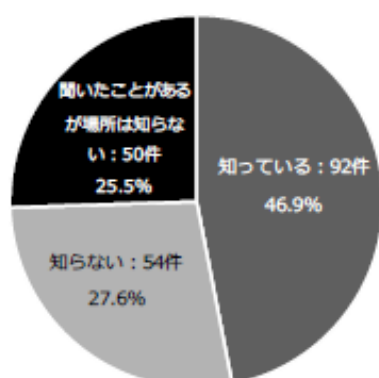
(16) 行政からの発信【Q 18. 行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか
(主なもの3つ以内に○)。】



行政からの発信では、「ホームページ」109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや (広報誌)」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

(17) 避難場所認知度【Q 19. あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか (1つに○)。】

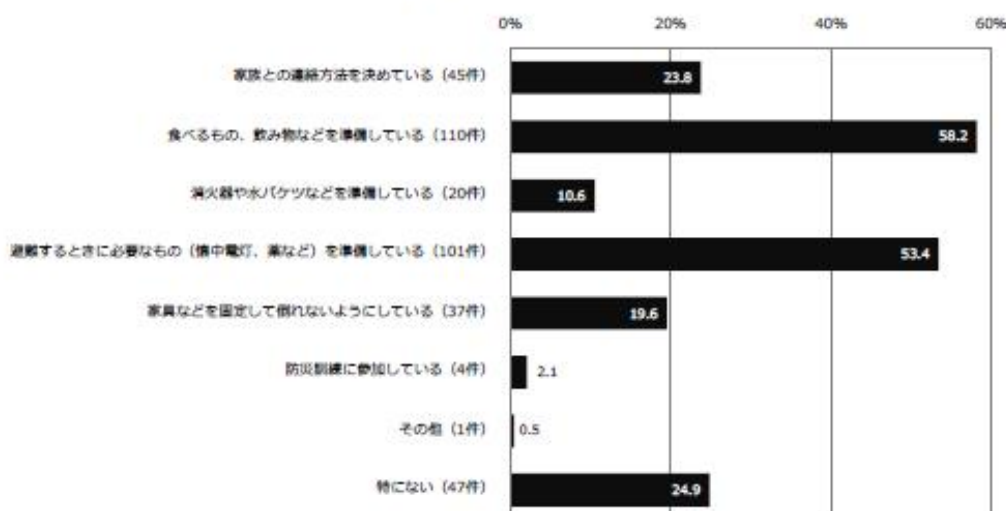
避難場所認知度 (n=196) 無回答3



避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

(18) 災害時の対策 【Q20. あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか
(主なものを3つ以内に○)。】

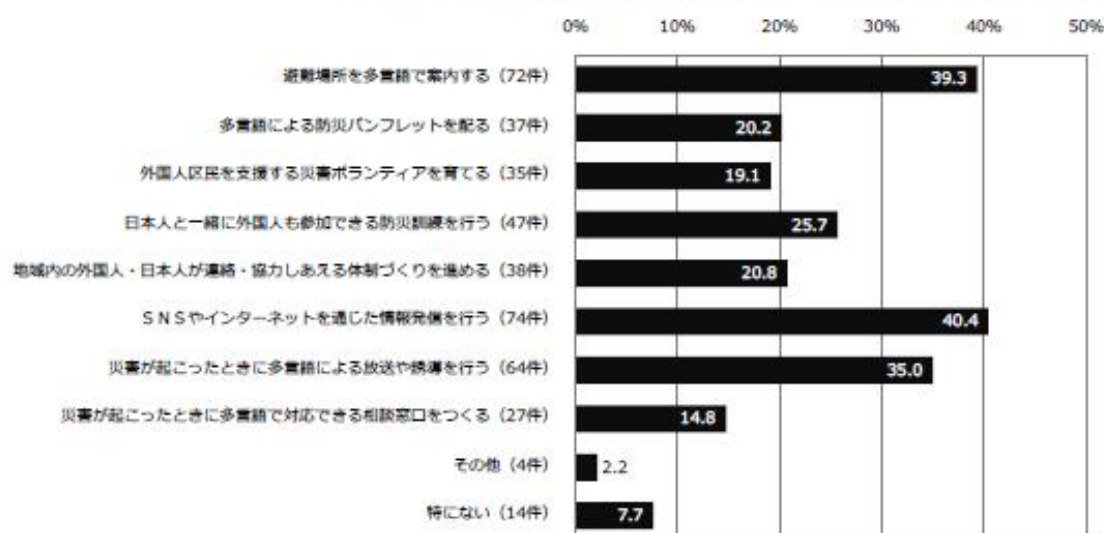
災害時の対策 (n=189) 無回答10 ※累計 (n) : 365 / 累計 (%) : 193.1



災害時の対策では、「食べるもの、飲み物などを準備している」が110件・58.2%で最も多く、「避難するときに必要なもの (懐中電灯、薬など) を準備している」が101件・53.4%と続いている。

(19) 世田谷区に望む災害対策 【Q21. あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか (主なものを3つ以内に○)。】

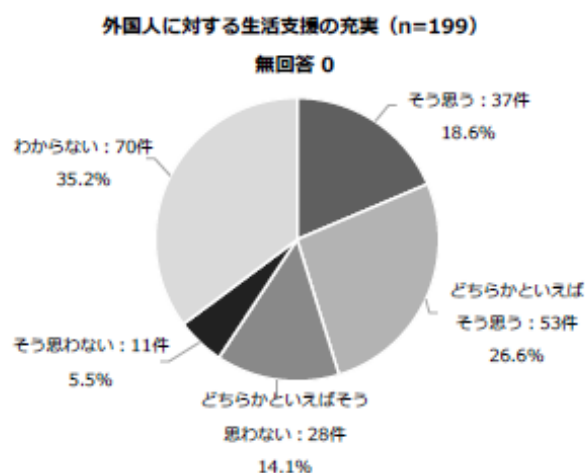
世田谷区に望む災害時の対策 (n=183) 無回答16 ※累計 (n) : 412 / 累計 (%) : 225.1



世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%と続いた。

(20) 外国人に対する生活支援の充実

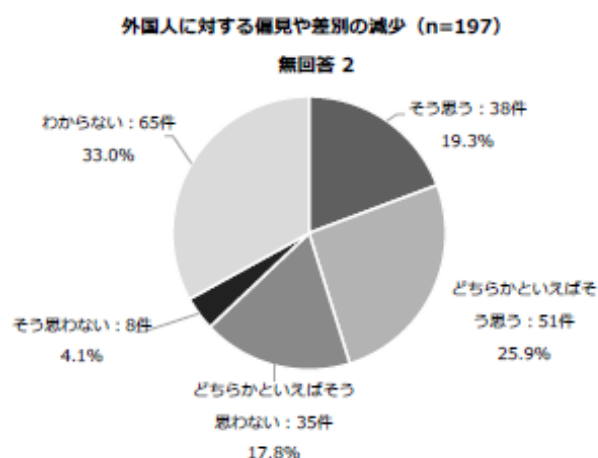
【Q 2 2. 世田谷区では、外国人が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人に対する生活支援が充実していると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する生活支援の充実では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が90件・45.2%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計39件・19.6%を上回っている。「わからない」は70件・35.2%であった。

(21) 外国人に対する偏見や差別の減少

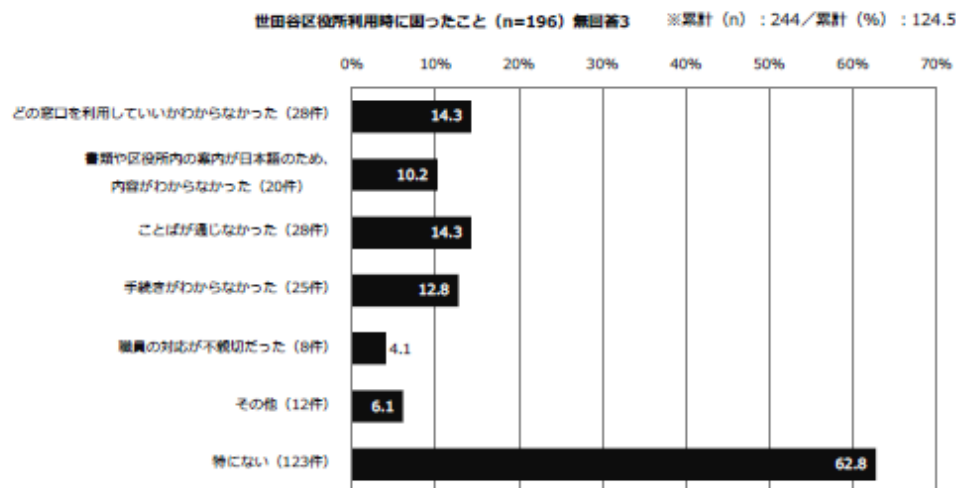
【Q 2 3. 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減っていると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

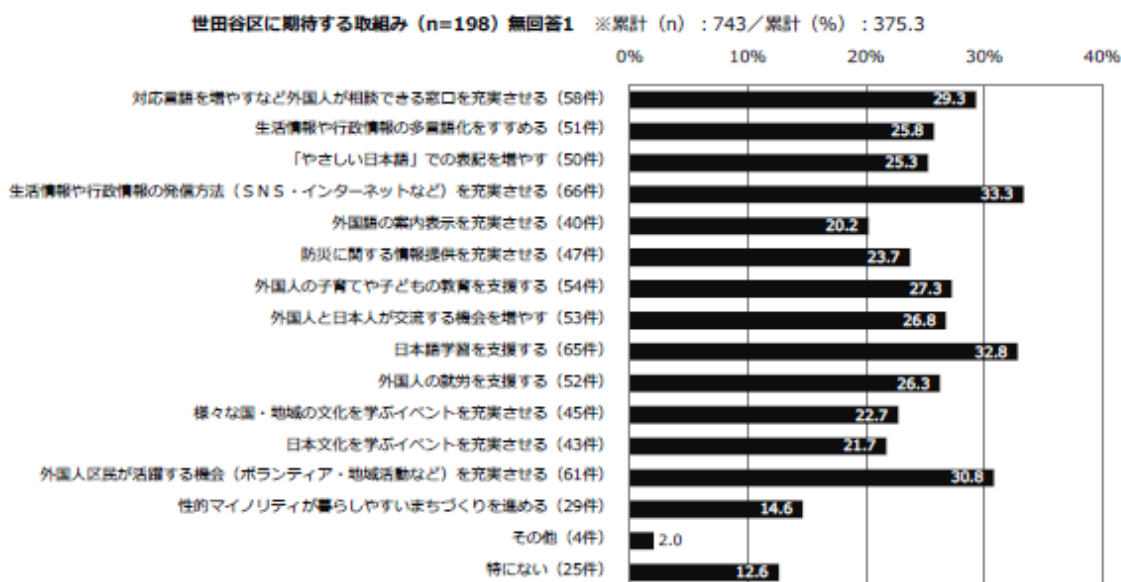
Ⅱ. 4. 行政サービスについて

(1) 世田谷区役所利用時に困ったこと 【Q24. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありましたか（主なものを3つ以内に○）。】



世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が 14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた（「その他」「特になし」は除く）。

(2) 世田谷区に期待する取組み 【Q25. あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか（あてはまるものを全てに○）。】



世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。

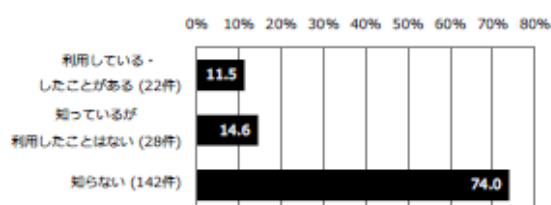
(3) 外国人向け出版物・取組み

【Q 2 6. あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ1つに○)。】

<出版物>

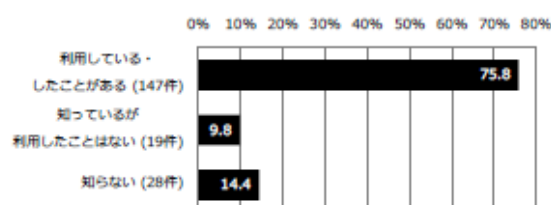
■『a) 外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」』

(n=192) 無回答7



■『b) 「資源とごみの出し方・分け方」』

(n=194) 無回答5



■『c) 災害時区民行動マニュアル(マップ版)』

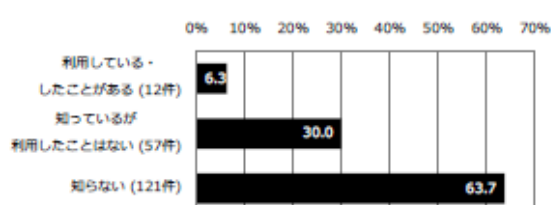
(n=191) 無回答8



<取組み>

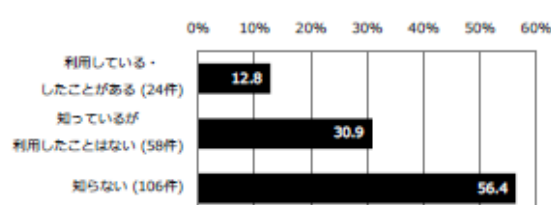
■『d) 日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口』

(n=190) 無回答9



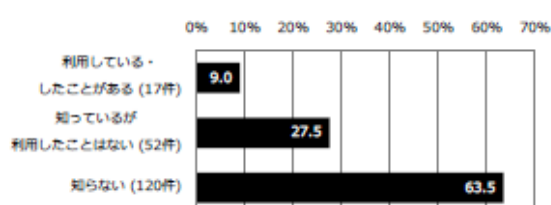
■『e) 世田谷区ホームページの外国人向けページ』

(n=188) 無回答11



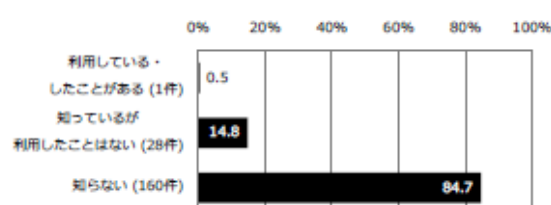
■『f) 外国人向けの日本語教室』

(n=189) 無回答10



■『g) 帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室』

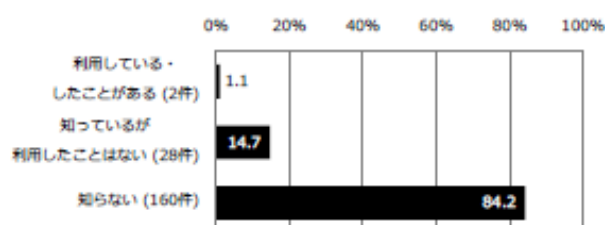
(n=189) 無回答10



<取組み>

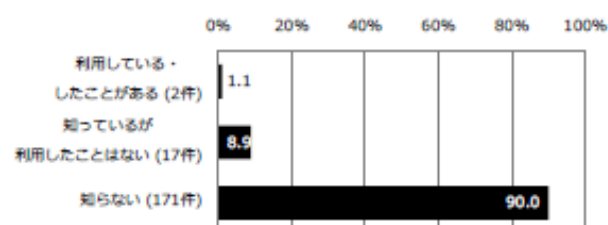
■『h) せたがや国際交流センター
(クロッシングせたがや)』

(n=190) 無回答9



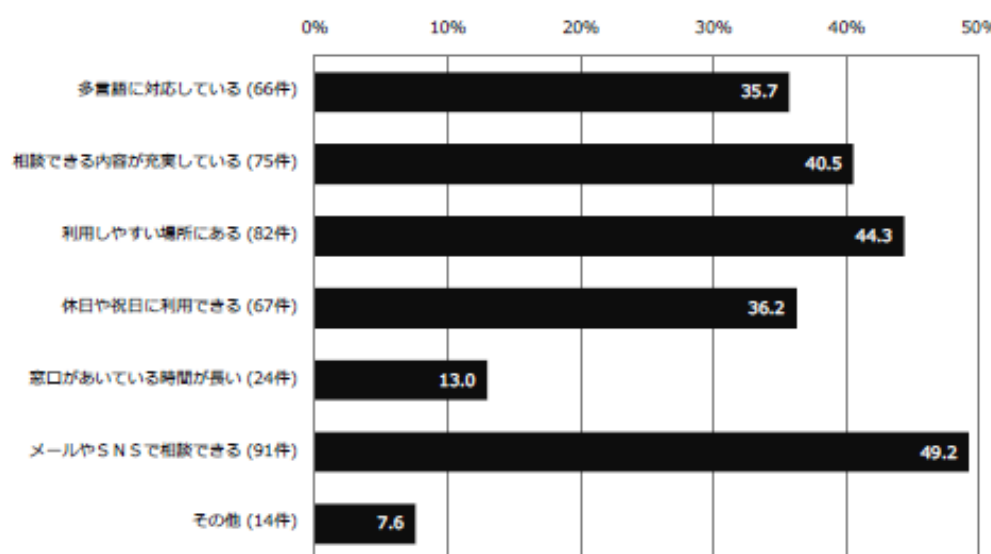
■『i) 世田谷区パートナーシップの宣誓
(同性パートナーシップ宣誓)』

(n=190) 無回答9



(4) 利用したい外国人相談窓口 【Q27. あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。】

利用したい外国人相談窓口 (n=185) 無回答14 ※累計 (n) : 419 / 累計 (%) : 226.5



利用したい外国人相談窓口では、「窓口があいている時間が長い」の24件・13.0%以外の選択肢が拮抗しているが、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「休日や祝日に利用できる」67件・36.2%、「多言語に対応している」66件・35.7%と続いている。

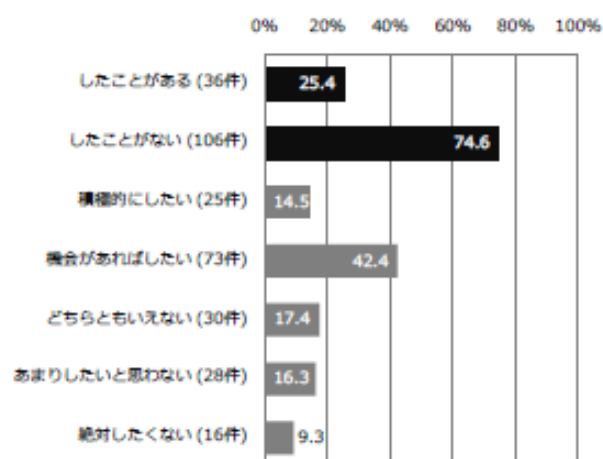
Ⅱ-5. 交流活動について

(1) 交流活動の有無・希望

【Q 2 9. あなたは次のような交流や活動 a) ~ h) をしたことがありますか。1 か 2 のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3 ~ 7 のうち、あてはまる番号を 1 つ選んで○をつけてください。】

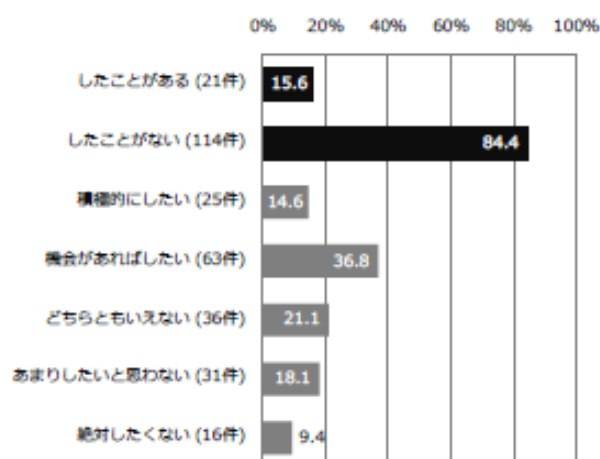
■ 『a) 母語や日本語を教える活動』

活動の有無 (n=142) 無回答57
活動の希望 (n=172) 無回答27



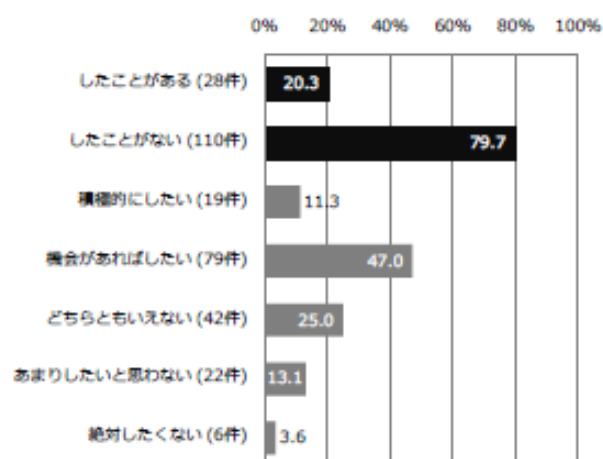
■ 『b) 学校の授業への協力』

協力の有無 (n=135) 無回答64
協力の希望 (n=171) 無回答28



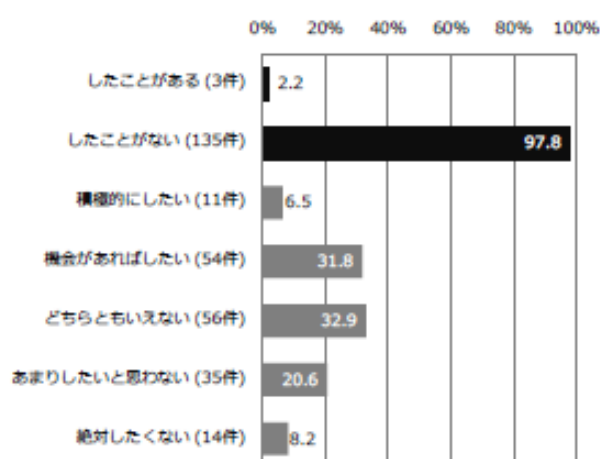
■ 『c) 防災訓練』

活動の有無 (n=138) 無回答61
活動の希望 (n=168) 無回答31



■ 『d) 防犯活動』

協力の有無 (n=138) 無回答61
協力の希望 (n=170) 無回答29

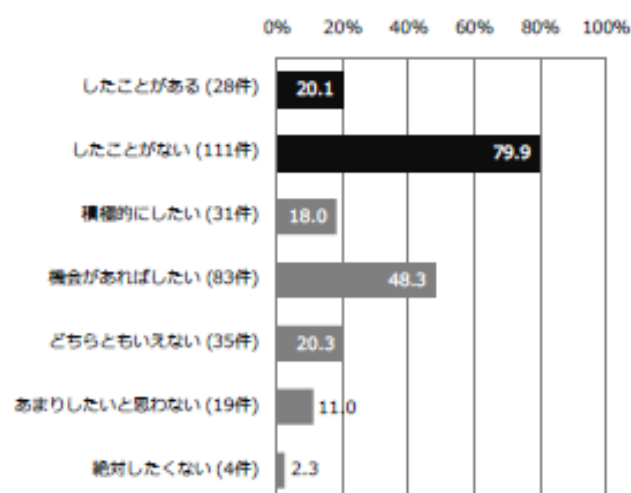


Ⅱ. 調査結果

■ 『e) 地域のイベント』

活動の有無 (n=139) 無回答60

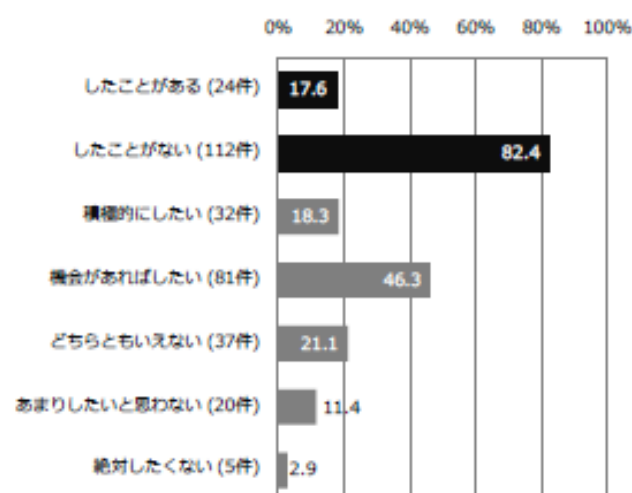
活動の希望 (n=172) 無回答27



■ 『f) 文化交流』

協力の有無 (n=136) 無回答63

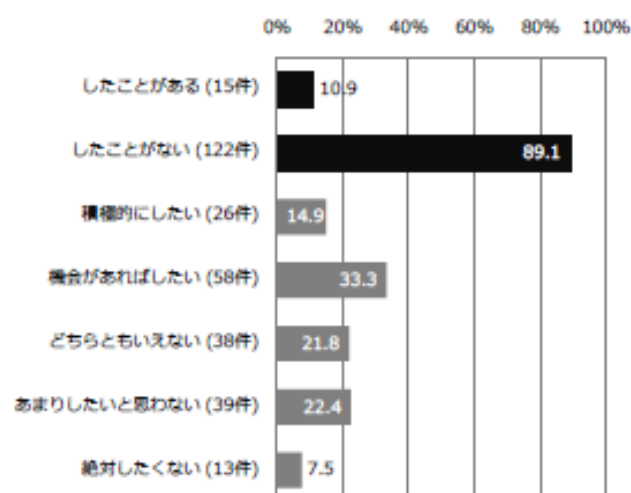
協力の希望 (n=175) 無回答24



■ 『g) スポーツ交流』

活動の有無 (n=137) 無回答62

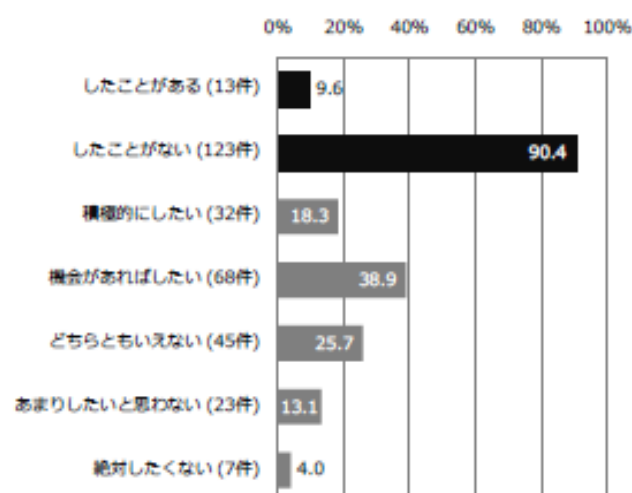
活動の希望 (n=174) 無回答25



■ 『h) 外国人支援活動』

協力の有無 (n=136) 無回答63

協力の希望 (n=175) 無回答24



(2) している（してみたい）交流や活動 【Q 2 9. (A) その他、している（してみたい）交流や活動があれば以下に書いてください。】

■『している交流や活動』回答の主な内容

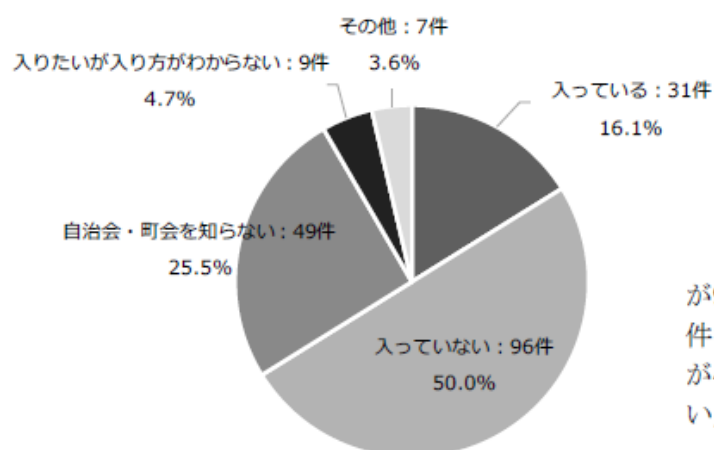
	件 数
スポーツ、武道	3
合唱	1
絵画	1

■『してみたい交流や活動』回答の主な内容

	件 数
言語交流活動(日本語含む)	6
スポーツ、武道	3
ボランティア活動	2
料理教室	2
環境活動(ゴミ拾い等)	2

(3) 自治会・町会の加入状況 【Q 3 0. あなた（あなたの世帯）は自治会・町会に入っていますか（1 つに○）。】

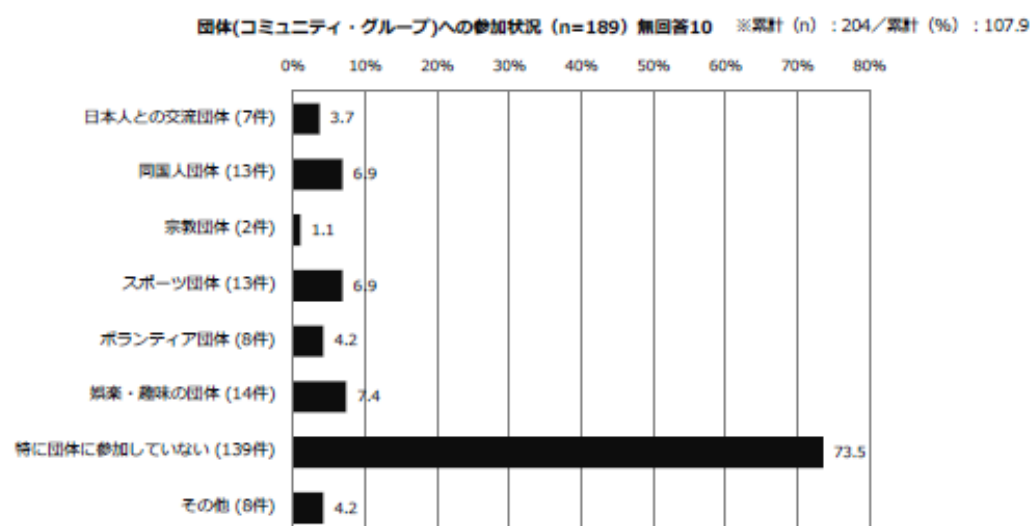
自治会・町会の加入状況（n=192）無回答7



自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%であった。「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

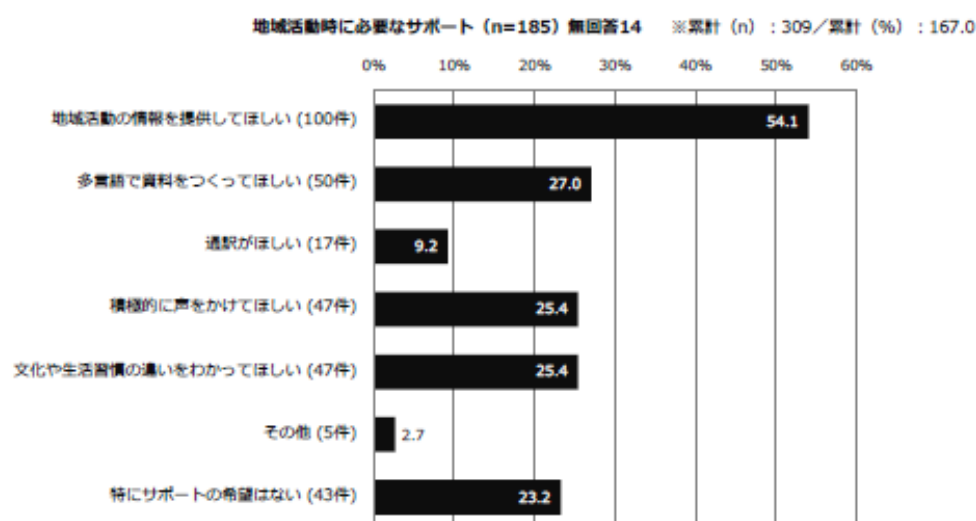
(4) 団体（コミュニティ・グループ）への参加状況

【Q 3 1. あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか（主なものを3つ以内に○）。】



団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であった。他の選択肢はいずれも10%未満で、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となった。

(5) 地域活動時に必要なサポート 【Q 3 2. 地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか（主なものを3つ以内に○）。】



地域活動時に必要なサポートでは、「特にサポートの希望はない」は23.2%で約8割がサポートを希望している。

令和 7 年 7 月 8 日
文化・国際課

令和 8 年度 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について（予定）

1 主 旨

区内の在住外国人人口は令和 7 年 6 月 1 日現在で 1 5 0 か国 2 万 9 千人以上となり、新型コロナウイルスの収束後は一貫して増加し続けている。今後、新たな「育成就労制度」の開始に伴う外国人材の受入拡大の動きを踏まえると、更なる在住外国人人口の増加が見込まれる。

区では、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく」多文化共生社会の構築に向け、平成 3 1 年 3 月に「世田谷区多文化共生プラン」、令和 6 年 3 月に「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定した。本プランは、令和 9 度末を持って終了することから、令和 1 0 年度より開始する次期プランの改定にあたっては、区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに、区に対しての満足度及びニーズを事前に把握する必要がある。

ついては、プラン改定に向けての基礎資料とするため、令和 8 年度に在住外国人を対象とした「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」を実施する。

なお、実施に当たっては令和 8 年度の予算配当を条件とする。

2 調査の概要（予定）

- (1) 調 査 地 域 世田谷区全域を調査地域とし、総合支所管内を単位として 5 地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）に分類する。
- (2) 調 査 対 象 ①令和 8 年 4 月 1 日現在、世田谷区内に在住する 1 5 歳以上の外国籍区民
②「特定技能制度における地域の共生施策に関する連携」における協力機関に所属する在住外国人
- (3) 標 本 数 ① 2, 0 0 0 人
②協力確認書提出機関に所属する在住外国人の回答数
- (4) 調 査 期 間 令和 8 年 5 月下旬～ 6 月下旬
- (5) 調 査 項 目 事務局で案を作成のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会に報告しご意見をいただく（全体で 5 0 問程度を想定）。
- (6) そ の 他 調査票の作成にあたっては、日本語（ルビ付き）のほか、英語、中国語、韓国語に翻訳を行い調査対象者 1 人に対し、日本語版調査票と外国語版調査票（中国は中国語（簡体字）、韓国又は朝鮮は韓国語、その他の国籍者には英語）を 1 部ずつ送付する。
また、調査票表紙の二次元コードから、ベトナム語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン（タガログ）語、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語、の調査票にアクセスできるようにする。

3 スケジュール（予定）

令和7年	10月中旬	令和7年度第2回多文化共生推進部会（調査項目案の提示）
令和8年	1月下旬	令和7年度第3回多文化共生推進部会（調査票案の提示）
	2月下旬	調査票確定
	5月下旬	調査票発送
	～6月下旬	調査期間
	7月	集計・結果速報
	7月下旬	令和8年度第1回多文化共生推進部会（集計結果速報の報告）
	～10月上旬	分析・報告書作成（受託業者）
	11月	令和8年度第2回多文化共生推進部会（調査結果報告）

※状況によっては、適宜多文化共生推進部会を追加で開催する。